

改 訂 前	改 訂 後
第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員 ■ 基本事項 1 趣旨 市及び各機関は、市内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たる。 2 留意点 (1) 参集基準の明確化及び周知徹底 災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合、地震により情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準をわかり易い形で明確化し、その内容を周知徹底させることにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにすることが必要である。 (2) 公共交通機関停止時の参集手段の事前検討 大規模地震が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止することも予想されることから、その際の参集手段についてあらかじめ検討しておくことが必要である。	第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応 第1 職員参集・動員 ■ 基本事項 1 趣 旨 市及び防災関係機関は、市内において災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務にあたる。 2 留意事項 (1) 参集基準の明確化及び周知徹底 地震の発生時間が夜間あるいは休日となる場合、情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確に定め、その内容を周知徹底しておくことにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにすることが必要である。 (2) 公共交通機関停止時の参集手段の事前検討 大規模な災害が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止するとともに、道路の損壊等により車両での参集

改 訂 前	改 訂 後
(3) 動員のための情報連絡手段の確保 地震発生直後の職員の参集・動員を確実なものにするためにも、携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保しておくことが必要である。 3 活動項目 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 2 職員の動員・参集 ■ 対策 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容――【市(各部)】 職員配備の決定基準は市内での震度、災害の状況等により次の通り定める。	が困難になることも予想されることから、自転車や自動二輪車、徒歩による参集について、職員個々にあらかじめ検討しておくことが必要である。 (3) 参集・動員のための情報連絡手段の確保 発災直後の職員の参集・動員を確実にするため、携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保するとともに、連絡網図等を作成しておくことが必要である。 3 対策項目 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容 2 職員の参集・動員 ■ 対 策 1 職 員 の 動 員 配 備 体 制 区 分 の 基 準 及 び 内 容 職員の動員配備は、市内での震度、災害の状況等により、次のとおり決定する。

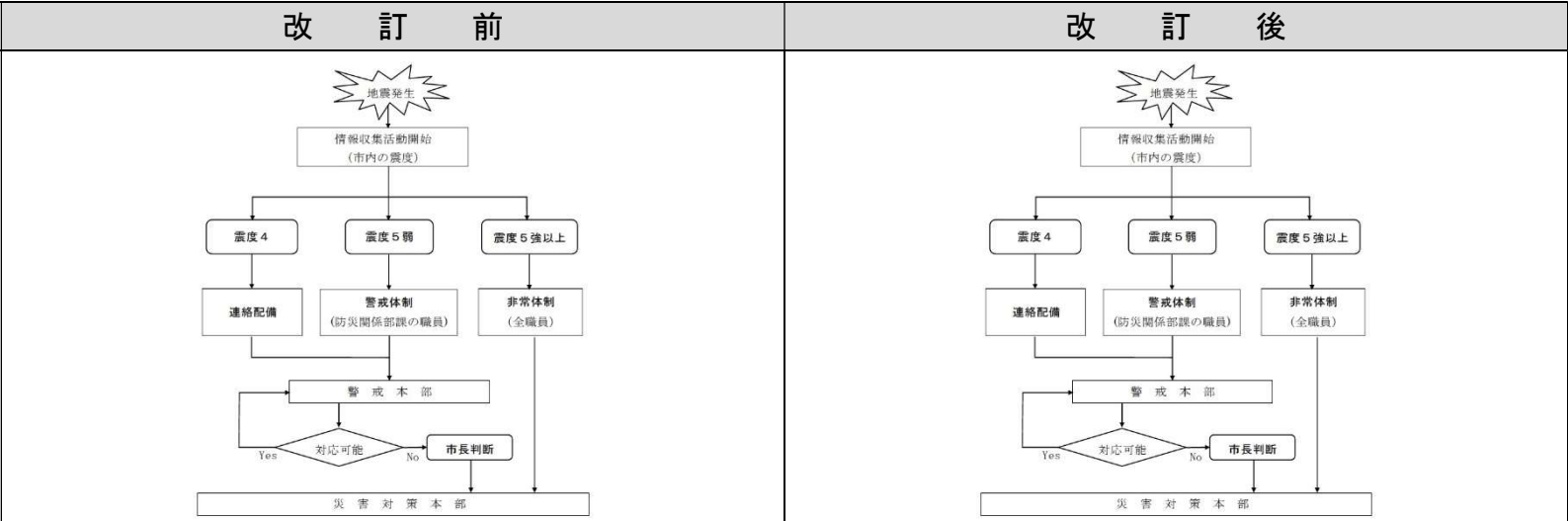


図 地震発生からの動員の流れ

【動員配備体制区分】

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の変更
連絡配備	市内の地震計で震度4以上を観測したとき。	防災関係課において連絡調整を行うために必要な人員体制	
警戒体制 (事前配備)	市内の地震計で震度5弱を観測し、市長が必要と認めた時	各部署において情報収集、連絡活動等が円滑行える人員を配し、状況により速やかに高次の配備体制移行で	必要に応じて「警戒本部」を設置

【動員配備体制区分】

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の変更
連絡配備	市内の地震計で震度4以上を観測した時、または「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、調査を開始したとする情報が発表された時	消防交通課において連絡調整を行うために必要な人員体制	
警戒体制	市内の地震	各部課にお	「警戒本部」

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前					改 訂 後				
			きる体制		(事前配備)	計で震度5弱を観測した時、または「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」のうち、大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表された時。 その他市長が必要と認めた時	いて情報収集、連絡活動等が円滑に行える人員を配し、状況により速やかに高次の配備体制に移行できる体制	を設置	
非常体制	第1	市内の地震計で震度5強を観測し、市長が必要と認めた時	全職員をもって、大規模な災害に対し災害応急対策に当たる体制	「災害対策本部」を設置					
※連絡配備の配備職員：消防交通課職員 ※警戒体制の配備人員：防災関係部署の課長以上及び課長が指示した職員 ※ 非常体制の配備人員：全職員					非常体制	市内の地震計で震度5強以上を観測した時、または地震により大規模な災害が発生した時。 その他市長が必要と認めた時	全職員をもって、大規模な災害に対応して災害応急対策にあたる体制	「災害対策本部」を設置	
					※警戒体制の配備人員：防災関係部課の課長以上及び課長が指定した職員 ※非常体制の配備人員：全職員				

改訂前	改訂後								
2 職員の動員・参集 (1) 職員の動員配備体制の決定-----【市(各部)】 1) 警戒体制 地震情報及び被害情報等に関する総務部長の報告に基づき、市長が配備体制区分の決定基準に基づき決定する。 2) 非常体制 総務部長の報告に基づき市長が体制を決定する。 3) 決定者 上記 1)、2)の決定者は次のとおりとする。 <table><tr><td></td><td>決定者</td><td>代決者</td><td>代決者</td></tr><tr><td>警戒及び非常体制</td><td>市 長</td><td>副市長</td><td>教育長</td></tr></table> (2) 職員の動員-----【市(総務部)】 総務部長は、(1)における動員配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。		決定者	代決者	代決者	警戒及び非常体制	市 長	副市長	教育長	2 職員の参集・動員 (1) 職員の動員配備体制の決定-----【市(本部長、総務部)】 警戒または非常体制のいずれにするかは、地震情報及び被害情報等に関する総務部長の報告をもとに市長が決定する。 市長不在の場合には、副市長、次いで教育長がその決定を代行する。 (2) 職員の動員-----【市(総務部)】 総務部長は、(1)における動員配備体制の決定に基づき、災害応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。
	決定者	代決者	代決者						
警戒及び非常体制	市 長	副市長	教育長						

改 訂 前	改 訂 後
1) 動員の伝達系統 2) 動員の伝達手段 ①勤務時間中における動員の伝達 ア 庁内の放送設備及び電話による伝達 人事班長（総務部総務課長）は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達をする。 ○庁内放送文(例) 「市長の緊急命令を伝達します。(2 回繰返す。)只今の強い地震で市内に被害が発生した模様である。 〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、〇〇体制により応急対策を実施することとした。職員は、既定の	1) 動員の伝達系統 2) 動員の伝達手段 ア 勤務時間中における動員の伝達 ①庁舎内の放送設備及び電話による伝達 人事班長（総務部総務課長）は、庁舎内の放送設備及び庁舎内の電話により職員に対し、動員の伝達をする。 ○庁内放送文(例) 「市長の緊急命令を伝達します。(2 回繰返す。)ただいまの強い地震で市内に被害が発生した模様である。市は、〇〇時〇〇分、災害対策本部(警

改 訂 前	改 訂 後
計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。」 イ 使送による伝達 (ア) 庁舎内放送及び庁舎内電話が使用出来ない場合は、人事班長（総務部総務課長）は、班員の使送により、次の動員伝達担当課を通じ各部長に動員の伝達をする。 (イ) 各部動員伝達担当課は、各班長及び部付に、また、各班長は分担し、各班員に伝達する。	戒本部）を設置し、災害応急対策を実施することとした。職員は、直ちに所定の配置につき、災害応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。」 ②使送による伝達 ・庁舎内の放送設備及び庁舎内の電話が使用できない場合は、人事班長（総務部総務課長）は、班員の使送により、動員伝達の担当課を通じ各部長に動員の伝達をする。 ・各部の動員伝達の担当課は、各班長に、また、各班長は分担し、各班員に伝達する。
②勤務時間外における動員の伝達 ア （携帯）電話による伝達 災害対策本部事務局長は、（携帯）電話を用い災害対策本部員及び消防交通課職員に動員の伝達をする。 イ 一般加入電話による伝達 災害対策本部事務局長は、各班長、部付及び地方機関の長に、各班長、部付及び地方機関の長は所属職員にそれぞれ部局課において定めている非常連絡系統図により一般加入電話を用いて動員の伝達をする。 ウ ラジオ・テレビによる伝達 人事班員は、加入電話が使用不可能の場合は、事務局総括班長を通じ、「災害時における放送要請に関する協	イ 勤務時間外における動員の伝達 ①一般加入電話または携帯電話（メール機能を含む。）による伝達 ⑦災害対策本部事務局長（消防交通課長）は、災害対策本部員、災害対策本部事務局員（消防交通課職員）、各班長及び防災関係機関の長に動員を伝達する。 ①各班長及び防災関係機関の長は、それぞれの非常連絡系統図により、所属職員に動員を伝達する。 ②ラジオ・テレビによる伝達 総務部人事班は、一般加入電話が使用可能な場合は、災害対策本部事務局長（消防交通課長）を通じて災

改 訂 前	改 訂 後
定」に基づき、NHK 及び茨城放送に動員に関する放送を要請し伝達する。このような状況の場合は、職員は、地震後速やかにラジオ・テレビ放送を視聴するよう努める。 3) 動員状況の報告 各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、事務局長に報告する。 また、事務局長は市長に報告する。 【報告事項】 ①部・班名 ②動員連絡済人員数	害時優先電話により、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK及び茨城放送に、動員に関する放送を要請し伝達する。 職員は、地震発生後速やかにラジオ・テレビ放送を視聴するよう努める。 3) 動員状況の報告 各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、災害対策本部事務局長（消防交通課長）に報告する。 また、災害対策本部事務局長（消防交通課長）は市長に報告する。 【報告事項】 ①部・班名 ②動員連絡済人員数

改 訂 前	改 訂 後
③動員連絡不可能人員数及び同地域 ④登庁人員数 ⑤登庁不可能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員 ⑥その他	③動員連絡不可能人員数及び同地域 ④登庁人員数 ⑤登庁不可能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員 ⑥その他
(3) 義務登庁-----【市(各部)】 職員は、勤務時間外に震度5強以上の地震を感じた場合、または市内震度が5強以上を記録したことを知った場合は、登庁することを義務とする。 【勤務時間外の義務登庁】 市内震度5強以上	(3) 非常時の職員の行動-----【市(全職員)】 1) 職員は、勤務時間外に震度5強以上の地震を感じた場合、または市内震度が5強以上を記録したことを知った場合は、参集の指示を待つことなく、速やかにあらかじめ定められた課所へ参集するものとする。 2) 身分証明書、食料(3食分程度)、飲料水(水筒)、ラジオ等の携行に努めるものとする。 3) 通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とする。 4) 災害により勤務場所への参集が不可能となった場合は、次に基づき行動する。 ①参集場所 交通・通信が途絶し、または利用できないため参集が不可能となった場合は、次の順位により参集可能な最寄りの庁舎及び市施設等に参集し、当該施設の長の指示を受けて災害応急対策に従事する。 第1順位：最寄りの市庁舎または市施設
(4) 非常時の措置-----【市(各部)】 【非常時の職員の行動】 ①職員は、速やかにあらかじめ定められた課所への登庁を目指す。 ②身分証明書、食料(3食分程度)、飲料水(水筒)、ラジオ等の携行に努めるものとする。 ③通常利用している公共交通機関等が停止することも予想されることから、その際の手段は、自転車、バイク、徒歩とすること。 ④災害により勤務課所への登庁が不能となった場合は、次に基づき行動する。	

改 訂 前	改 訂 後
1) 参集場所 【参集場所】 第1 順位：最寄りの市庁舎及び市施設 第2 順位：その他の最寄りの防災関係機関 2) 参集した場合の措置 【参集時の報告・連絡】 ①職員は、市施設の責任者に自己の所属課所、職氏名及び勤務課所へ参集出来ない理由を報告する。 ②市施設の責任者は、加入電話が利用出来る状態になったときは、前記①により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属長に速やかに連絡する。 3) 勤務場所への復帰 市施設の責任者は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡する。	第2 順位：最寄りの防災関係機関 ②参集した施設等での措置 職員は、市施設等の責任者に自己の所属課、職氏名及び勤務場所へ参集できない理由を報告する。 市施設等の責任者は、一般加入電話が利用できる状態になった時は、報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属課長等に速やかに連絡する。 ③勤務場所への復帰 市施設等の責任者は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に勤務場所への復帰を命ずるとともに、その旨を当該職員の所属課長等に連絡する。

改 訂 前	改 訂 後
第2 警戒本部 ■ 基本事項 1 趣旨 市及びその他の防災関係機関は、市内の地域において地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため市及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。 2 留意点 (1) 市長との情報連絡手段の確保 休日・夜間あるいは市長の外出・出張中等において地震が発生した場合であっても、警戒本部は、原則として市長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、迅速な情報提供が必要である。 (2) 意思決定者不在の場合への対応	第2 警戒本部 ■ 基本事項 1 趣 旨 市及び防災関係機関は、市内の地域において災害が発生した場合、民間団体及び住民等も含め、一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。このため市及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害警戒本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。 2 留意事項 (1) 市長等との情報連絡手段の確保 警戒本部は、原則として市長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、休日・夜間あるいは市長の外出・出張中等において災害が発生した場合であっても、市長への迅速な情報提供を行い、判断を仰ぐことができるよう情報連絡手段を確保しておくことが必要である。また、市長と連絡が取れない場合においても代決者である副市長または教育長が、速やかに意思決定ができるよう情報連絡手段を確保しておくこととする。 (2) 各部課等における意思決定者不在の場合への対応

改 訂 前	改 訂 後
交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代行者を設定しておく必要がある。 (3) 設置基準の明確化 地震発生から警戒本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、予め警戒本部の設置基準をわかり易い形で明確化しておく必要がある。 3 活動項目 1 県の警戒本部 2 市における警戒本部の設置 ■ 対策 1 県の警戒本部-----【県】 茨城県の警戒本部の設置、組織動員体制等については、茨城県地域防災計画を参照のこと。 2 市における警戒本部の設置 (1) 設置及び廃止の基準 【設置基準】 ①市内震度が5弱を記録したとき ②「警戒宣言※」が発令された場合	各部課等において、交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代決者を設定しておく必要がある。 (3) 組織及び所掌事項の明確化 災害発生から警戒本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ警戒本部の組織、所掌事務及び参集基準を明確にしておく必要がある。 3 対策項目 1 県の警戒体制 2 市における警戒本部の設置 ■ 対 策 1 県の警戒体制-----【県】 県の警戒体制、配備基準、配備人員等については、茨城県地域防災計画を参照のこと 2 市における警戒本部の設置 (1) 設置及び廃止の基準 【設置基準】 ①市内の震度計で5弱を観測した時 ②「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」のうち、

改 訂 前			改 訂 後		
③その他市長が必要と認めた場合			大規模地震発生の可能性が高まったとする情報が発表された時 ③その他市長が必要と認めた時		
※「警戒宣言」とは					
図					
【廃止基準】			【廃止基準】		
①災害対策本部が設置されたとき ②その他市長が必要なしと認めた場合			①災害対策本部が設置された時 ②その他市長が必要なしと認めた時		
(2) 動員配備基準との対応			(2) 動員配備基準との関係		
災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は、第3章 第1節 第1「職員参集・動員」に示した通りである。			警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、第3章 第1節 第1「職員参集・動員」に示したとおりである。		
(3) 組織			(3) 組 織		
【警戒本部】			【警戒本部の概要】		
組 織	1) 本部長	副市長	組 織	本部長	市長
	2) 副本部長	教育長		副本部長	副市長 教育長
	3) 本部員	各部長及び総務部長から指名された職員		本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長
所掌事務	①災害対策本部を設置するにいたるまでの措置 ②災害対策本部を設置する必要があると認めら				

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前		改 訂 後		
	れる災害についての措置を迅速かつ的確に行う。			建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者 (防災関係機関職員等)
庶 務	総務部消防交通課			
		所掌事務	①災害対策本部を設置するにいたるまでの措置 ②災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を迅速かつ的確に行う。	
		庶務担当	総務部消防交通課	
警戒本部における各部の所掌事務は、以下のとおりである。				
【警戒本部の各部の所掌事務】				
部 名	所 掌 事 務	担当職員		
総務部	・各部の連絡調整 ・県本部との連絡調整 ・本部内の事務 ・災害対策活動に関する物資（無線機、雨具、懐中電灯等）の準備 ・被害状況の調査 ・発生速報	部長及び予め定められた職員		
経済建設部	・応急処置の実施 ・危険箇所の点検及び情報収集	部長及び予め定められた職員		
消防署	・危険箇所の点検 ・市内巡回による情報収集	消防署長		

【警戒本部の各部の所掌事務】		
部 名	所 掌 事 務	担当職員
総務部	・各部の連絡調整 ・県本部との連絡調整 ・本部内の事務 ・災害対策活動に関する物資（無線機、雨具、懐中電灯等）の準備 ・被害状況の調査 ・発生速報の提供	部長及びあらかじめ定められた職員
建設部	・応急処置の実施 ・危険箇所の点検及び情報収集	部長及びあらかじめ定められた職員
消防署	・危険箇所の点検 ・市内巡回による情報収集	消防署長

改訂前			改訂後											
上記以外の全ての部局等	・所管する施設及び人的被害等の発生情報収集 ・他部からの要請等に基づく応援	部長及び予め定められた職員	上記以外の全ての部局等	・所管する施設及び人的被害等の発生情報収集 ・他部からの要請等に基づく応援	部長及びあらかじめ定められた職員									
(4) 設置の決定-----【市(総務部)】 1) 警戒本部設置の決定 市長は、地震に係る警戒宣言が発令された場合は、警戒本部を設置する。 2) 決定者 上記の決定者は次のとおりとする。 <table><tr><th colspan="3">表 警戒本部設置の決定者</th></tr><tr><td>決定者</td><td>代決者</td><td>代決者</td></tr><tr><td>市長</td><td>副市長</td><td>教育長</td></tr></table>			表 警戒本部設置の決定者			決定者	代決者	代決者	市長	副市長	教育長	(4) 設置の決定-----【市(総務部)】 警戒本部の設置は、地震情報及び被害情報等に関する総務部長の報告をもとに市長が決定する。 市長不在の場合には、副市長、次いで教育長がその決定を代行する。		
表 警戒本部設置の決定者														
決定者	代決者	代決者												
市長	副市長	教育長												
第3 災害対策本部			第3 災害対策本部											
■ 基本事項			■ 基本事項											
1 趣旨			1 趣旨											
市及びその他の防災関係機関は、市内の地域において地震災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため市及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。			市及び防災関係機関は、市内の地域において災害が発生した場合、民間団体及び住民等も含め、一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめなければならない。このため市及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。											

改 訂 前	改 訂 後
2 留意点 (1) 市長との情報連絡手段の確保 休日・夜間あるいは市長の外出・出張中等において地震が発生した場合であっても、災害対策本部は、原則として市長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、迅速な情報提供が必要である。 (2) 意思決定者不在の場合への対応 交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代行者を設定しておく必要がある。 (3) 設置基準の明確化 地震発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、予め災害対策本部の設置基準をわかり易い形で明確化しておく必要がある。	2 留意点 (1) 市長等との情報連絡手段の確保 警戒本部は、原則として市長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、休日・夜間あるいは市長の外出・出張中等において災害が発生した場合であっても、市長への迅速な情報提供を行い、判断を仰ぐことができるよう情報連絡手段を確保しておく必要がある。また、市長と連絡が取れない場合においても代決者である副市長または教育長が、速やかに意思決定ができるよう情報連絡手段を確保しておくこととする。 (2) 各部課等における意思決定者不在の場合への対応 各部課等において、交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代決者を設定しておく必要がある。 (3) 組織及び所掌事項の明確化 災害発生から警戒本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ警戒本部の組織、所掌事務及び参集基準を明確にしておく必要がある。

改 訂 前	改 訂 後
3 活動項目 1 県の災害対策本部 2 市における災害対策本部の設置 3 県の現地対策本部との連携 ■ 対策 1 県の災害対策本部-----【県】 茨城県の災害対策本部の設置、組織動員体制等については、茨城県地域防災計画を参照のこと。 2 市における災害対策本部の設置 (1) 総合防災体制-----【下妻市災害対策本部】 下妻市災害対策本部は、本市の地域に係る総合防災体制の中核として防災関係機関等との連絡調整をはかり、総合的、効果的応急対策の実施を推進する。 図	(4) 災害対策本部の機能の充実・強化 災害情報を一元的に把握し、共有するとともに、対応方針の決定と災害応急対策の立案・調整及び災害広報等の諸活動が適時適切にできる体制の整備に努める必要がある。 3 対策項目 1 県の災害対策本部 2 市における災害対策本部の設置 3 県の現地対策本部との連携 ■ 対 策 1 県の災害対策本部-----【県】 茨城県の災害対策本部の設置、組織動員体制等については、茨城県地域防災計画を参照のこと 2 市における災害対策本部の設置 (1) 市災害対策本部の役割-----【市（災害対策本部）】 市災害対策本部は、本市の地域に係る総合防災体制の中核として防災関係機関等との連絡調整をはかり、総合的、効果的災害応急対策の実施を推進する。 指定地方公共機関 図

改訂前	改訂後						
図 下妻市の総合防災体制 (2) 設置及び廃止の基準 【設置基準】 ①市内震度が 5 強以上を記録した場合 ②地震により相当程度の局地災害が発生したとき ③大規模な災害が発生したとき ④その他市長が必要と認めたとき 【廃止基準】 ①災害応急対策が概ね完了した場合 ②その他市長が必要なしと認めた場合 (3) 動員配備基準との対応 災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は、第 3 章 第 1 節 第 1 「職員参集・動員」に示した通りである。 (4) 組織 災害対策本部は本部長を市長、副本部長を副市長が務め、教育長、各部長、会計管理者、上下水道課長及び消防署長並びに本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）が本部員を構成する。	図 市に係る総合防災体制 (2) 設置及び廃止の基準 【設置基準】 ①市内の震度計で 5 強以上を観測した時 ②地震により相当程度の局地災害が発生した時 ③大規模な災害が発生した時 ④その他市長が必要と認めた時 【廃止基準】 ①災害応急対策が概ね完了した時 ②その他市長が必要なしと認めた時 (3) 動員配備基準との関係 災害対策本部の設置基準と動員配備基準との関係は、第 3 章 第 1 節 第 1 「職員参集・動員」に示したとおりである。 (4) 組 織 災害対策本部は以下の者をもってあてる。 <table><tr><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長 教育長</td></tr><tr><td>本部員</td><td>市長公室長 総務部長</td></tr></table>	本部長	市長	副本部長	副市長 教育長	本部員	市長公室長 総務部長
本部長	市長						
副本部長	副市長 教育長						
本部員	市長公室長 総務部長						

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改訂前

改訂後

市民部長
保健福祉部長
経済部長
建設部長
議会事務局長
教育部長
消防署長
消防団長
本部長が必要と認めた者（防災関係機関職員等）

なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。

下妻市防災会議

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

本部長

副本部長

改訂前				改訂後																											
図 図 災害対策本部組織図 ①各部の編成及び分掌事務 【各部の編成及び分掌事務】 <table><tr><th>部名</th><th>班名</th><th>構成課名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>総務部</td><td>本部班</td><td>消防交通課 総務課 市民協働課 議会事務局</td><td>①災害対策本部の総合調整 ②防災会議 ③国、県、近隣市町、自衛隊、防災関係機関への応援要請及び連絡調整 ④自主防災組織及び各自治会への協力要請等 ⑤県本部との連絡及び報告 ⑥気象情報の収集及び伝達 ⑦防災無線の運用統制 ⑧議会関係の連絡調整 ⑨交通規制の協力、避難誘導に関すること ⑩避難所、被災地の防犯に関すること</td></tr></table>				部名	班名	構成課名	事務分掌	総務部	本部班	消防交通課 総務課 市民協働課 議会事務局	①災害対策本部の総合調整 ②防災会議 ③国、県、近隣市町、自衛隊、防災関係機関への応援要請及び連絡調整 ④自主防災組織及び各自治会への協力要請等 ⑤県本部との連絡及び報告 ⑥気象情報の収集及び伝達 ⑦防災無線の運用統制 ⑧議会関係の連絡調整 ⑨交通規制の協力、避難誘導に関すること ⑩避難所、被災地の防犯に関すること	図 災害対策本部組織図 1) 各部等の編成及び分掌事務 <table><tr><th>部名</th><th>班名</th><th>構成課名</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td></td><td>本部事務局</td><td>危機管理監 危機管理室 各部の本部連絡員</td><td>①災害対策本部活動の総合調整 ②災害対策本部会議の開催・運営</td></tr></table> <table><tr><th>部名</th><th>班名</th><th>構成課名</th><th>分掌事務</th></tr><tr><td>総務部 市長公室</td><td>本部班</td><td>総務部 消防交通課 総務課 市長公室 市民協働課 議会事務局</td><td>①本部事務局の支援 ②国、県、近隣市町、自衛隊、防災関係機関への応援要請及び連絡調整 ③自主防災組織及び各自治区への協力要請等 ④県本部との連絡及び報告 ⑤気象情報の収集及び伝達 ⑥防災無線の運用統制 ⑦議会関係の連絡調整 ⑧交通規制の協力、避難誘導 ⑨避難所、被災地の防犯</td></tr></table>				部名	班名	構成課名	分掌事務		本部事務局	危機管理監 危機管理室 各部の本部連絡員	①災害対策本部活動の総合調整 ②災害対策本部会議の開催・運営	部名	班名	構成課名	分掌事務	総務部 市長公室	本部班	総務部 消防交通課 総務課 市長公室 市民協働課 議会事務局	①本部事務局の支援 ②国、県、近隣市町、自衛隊、防災関係機関への応援要請及び連絡調整 ③自主防災組織及び各自治区への協力要請等 ④県本部との連絡及び報告 ⑤気象情報の収集及び伝達 ⑥防災無線の運用統制 ⑦議会関係の連絡調整 ⑧交通規制の協力、避難誘導 ⑨避難所、被災地の防犯
部名	班名	構成課名	事務分掌																												
総務部	本部班	消防交通課 総務課 市民協働課 議会事務局	①災害対策本部の総合調整 ②防災会議 ③国、県、近隣市町、自衛隊、防災関係機関への応援要請及び連絡調整 ④自主防災組織及び各自治会への協力要請等 ⑤県本部との連絡及び報告 ⑥気象情報の収集及び伝達 ⑦防災無線の運用統制 ⑧議会関係の連絡調整 ⑨交通規制の協力、避難誘導に関すること ⑩避難所、被災地の防犯に関すること																												
部名	班名	構成課名	分掌事務																												
	本部事務局	危機管理監 危機管理室 各部の本部連絡員	①災害対策本部活動の総合調整 ②災害対策本部会議の開催・運営																												
部名	班名	構成課名	分掌事務																												
総務部 市長公室	本部班	総務部 消防交通課 総務課 市長公室 市民協働課 議会事務局	①本部事務局の支援 ②国、県、近隣市町、自衛隊、防災関係機関への応援要請及び連絡調整 ③自主防災組織及び各自治区への協力要請等 ④県本部との連絡及び報告 ⑤気象情報の収集及び伝達 ⑥防災無線の運用統制 ⑦議会関係の連絡調整 ⑧交通規制の協力、避難誘導 ⑨避難所、被災地の防犯																												

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前				改 訂 後			
	情報班	市長公室 (広報広聴係・秘書係) 総務課 (情報管理係)	①災害情報の収集及び広報 ②被害状況の記録・収集・整理 ③報道関係機関との連絡 ⑤基幹業務システムの復旧及び稼働確認 ⑥ホームページ公開サーバー・メールサーバー等、情報系システムの復旧及び稼働確認		情報班	市長公室 秘書課(秘書係、広報広聴係) 総務部 総務課(情報管理係)	①災害情報の収集及び広報 ②被害状況の記録・収集・整理 ③報道関係機関との連絡 ⑤基幹業務システムの復旧及び稼働確認 ⑥ホームページ公開サーバー・メールサーバー等、情報系システムの復旧及び稼働確認
	人事班	総務課(人事係)	①職員の動員に関すること ②部外職員の派遣要請 ③災害派遣職員の受入 ④災害対策従事職員の名簿作成及び給食、被服、給与の支給 ⑤災害対策用車両の指示・確保、燃料の確保		人事班	総務部 総務課(人事係)	①職員の動員に関すること ②部外職員の派遣要請 ③災害派遣職員の受入れ ④災害対策従事職員の名簿作成及び給食、被服、給与の支給
	企画班	市長公室 政策企画係	①部内の連絡調整 ②災害復旧計画の策定 ③国、県への災害に係わる要望、陳情 ④被災者に対する住宅供給計画に関すること ⑤応急仮設住宅の設営に関すること		企画班	市長公室 企画課(企画調整係)	①部内の連絡調整 ②災害復旧計画の策定 ③国、県への災害に係わる要望、陳情 ④被災者に対する住宅供給計画の作成・実施 ⑤応急仮設住宅の設営の作成・実施

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前				改 訂 後			
	財政班	財政課	①災害時の応急財政措置 ②国、県等の補助金 ③部内対策の応援 ④庁舎施設の機能保全、応急復旧 ⑤市有財産の災害調査 ⑥非常用備品及び消耗品等の購入（応急仮設トイレ等含む） ⑦応急措置のための土地収容 ⑧庁内及び出先機関の情報通信手段の確保 ⑨庁内電話の管理		財政班	総務部 財政課	①災害時の応急財政措置 ②国、県等の補助金申請 ③部内対策の応援 ④庁舎施設の機能保全、応急復旧 ⑤市有財産の災害調査 ⑥非常用備品及び消耗品等の購入（応急仮設トイレ等含む。） ⑦応急措置のための土地収用 ⑧庁内及び出先機関の情報通信手段の確保 ⑨庁内電話の管理 ⑩災害対策用車両の指示・確保、燃料の確保
	会計班	会計課	①金銭の出納及び保管 ②部内対策の応援 ③義援金の受領・管理			会計管理者 会計課	①金銭の出納及び保管 ②部内対策の応援 ③義援金の受領・管理
部名	班名	構成課名	事務分掌	部名	班名	構成課名	事務分掌
市民部	調査班	税務課 収納課	①家屋及び土地の被害状況の調査 ②被災者等への租税の減免等に関すること ③り災証明書の発行 ④部内の連絡調整	市民部	調査班	市民部 税務課 収納課	①家屋及び土地の被害状況の調査 ②被災者等への租税の減免等 ③り災証明書の発行 ④部内の連絡調整

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前				改 訂 後			
	市民班	市民課 くらしの窓口 課	①災害に伴う戸籍事務に 関すること ②死亡者等の帳簿、要搜索 者名簿の作成に関するこ と ③災害総合相談窓口の開設 運営に関すること ④遺体の埋・火葬の協力に 関すること（収容・処置 に関すること） ⑤千代川庁舎の管理に関す ること		市民班	市民部 市民課 くらしの 窓口課	①災害に伴う戸籍事務 ②死亡者等の帳簿、要搜索 者名簿の作成に ③災害総合相談窓口の開設 運営 ④遺体の埋・火葬の協力 （収容・処置に関するこ とを含む。） ⑤千代川庁舎の管理
	環境衛生班	生活環境課	①被災地における環境保全 及び公害発生の防止 ②し尿・汚水の非常処理に 関すること ③ごみの非常処理、廃棄物 の処理に関すること ④応急、仮設トイレの管理 ⑤衛生活動に関すること ⑥清掃施設、斎場施設の被 害調査及び使用確保に関 す ること ⑦ペット、放浪動物対策に 関すること		環境衛生班	市民部 生活環境課	①被災地における環境保全 及び公害発生の防止 ②し尿・汚水の非常処理 ③ごみの非常処理、災害廃 棄物の処理 ④仮設トイレの管理 ⑤衛生活動 ⑥清掃施設、斎場施設の被 害調査及び使用確保 ⑦ペット、放浪動物対策

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前				改 訂 後			
保健福祉部	福祉部	福祉事務所 (福祉課、介護保険課、子育て支援課)	①部内の連絡調整 ②災害救助法に関する事 ③避難行動要支援者の支援に関する事 ④災害弔慰金、災害見舞金の支給及び災害援護資金等の貸付に関する事 ⑤被災者生活再建支援法に関する事 ⑥日本赤十字社からの支援に関する事 ⑦義援金の配分に関する事 ⑧福祉関係団体との連絡調整に関する事 ⑨福祉関係被害状況の調査に関する事 ⑩ボランティアの調整、配慮に関する事 ⑪避難行動要支援者への生活必需品の給貸与に関する事 ⑫園児の保護、被災状況の確認に関する事 ⑬応急保育に関する事	保健福祉部	福祉部	保健福祉部 福祉事務所 福祉課 子育て支援課 介護保険課	①部内の連絡調整 ②災害救助法の申請 ③避難行動要支援者の支援 ④災害弔慰金、災害見舞金の支給及び災害援護資金等の貸付 ⑤被災者生活再建支援法 ⑥日本赤十字社からの支援受入れ ⑦義援金の配分 ⑧福祉関係団体との連絡調整 ⑨福祉関係被害状況の調査 ⑩ボランティアの調整、配慮 ⑪園児の保護、施設等の被災状況確認 ⑫応急保育

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改訂前				改訂後			
	医療救護班 (DMAT)	保健センター 保険年金課	①医療、助産及び救護に関すること ②被災者収容の医療機関との連絡調整 ③被災者の健康管理、精神のケアに関すること ④食中毒・感染症予防活動に関すること ⑤災害時保健師活動マニュアルに関すること		医療救護班 (DMAT)	保健福祉部 保険年金課 保健センター	①医療、助産及び救護 ②被災者収容の医療機関との連絡調整 ③被災者の健康管理、精神のケア ④食中毒・感染症予防活動 ⑤災害時保健師活動マニュアルの運用や改訂
経済建設部	農業班	農政課 農業委員会事務局	①食料その他救援物資の確保、調達及び配給の協力に関すること ②農業関係被害状況の調査に関すること ③農業施設の被害状況調査、応急に関すること ④り災農家に対する緊急融資に関すること ⑤家畜の伝染病予防、防疫活動に関すること				
		商工班	産業振興課	①食料その他救援物資の確保、調達及び配給に関すること ②り災中小企業に対する緊急融資に関すること ③被災者の就労促進に関すること			
					部名	班名	構成課名
				経済部	農業班	経済部 農政課 農業委員会事務局	①食料その他救援物資の確保、調達及び配給の協力 ②農業関係被害状況の調査 ③農業施設の被害状況調査、応急対策 ④り災農家に対する緊急融資 ⑤家畜の伝染病予防、防疫活動
					商工班	経済部 商工観光課	①食料その他救援物資の確保、調達及び配給 ②り災中小企業に対する緊急融資 ③被災者の就労促進

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前				改 訂 後			
部名	班名	構成課名	事務分掌				
経済建設部	建設班	建設課 都市整備課	①部内の連絡調整 ②幹線市道・橋梁・建物等の調査、巡視及び応急処理に関する事 ③災害時の道路占有及び通行制限に関する事 ④緊急輸送路の確保に関する事 ⑤被災住宅及び公共建築物応急危険度判定に関する事 ⑥道路、河川等の障害物の除去に関する事 ⑦市営住宅に関する事 ⑧公園施設の被害状況調査及び復旧に関する事 ⑨臨時ヘリポートの開設に関する事	建設部	建設班	建設部 建設課 都市整備課	①部内の連絡調整 ②幹線市道・橋梁・建物等の調査、巡視及び応急処理 ③災害時の道路占有及び通行制限 ④緊急輸送路の確保 ⑤被災住宅及び公共建築物応急危険度判定 ⑥道路、河川等の障害物の除去 ⑦市営住宅の被害調査、応急修理 ⑧公園施設の被害状況調査及び復旧 ⑨臨時ヘリポートの開設
			①下水道施設の点検、被害調査及び応急・復旧に関する事 ②病院及び防災拠点、市民への給水に関する事 ③水道施設の点検、被害調査及び応急・復旧に関する事 ④飲料水の確保・供給に関する事		上下水道班	建設部 上下水道課	①水道施設の点検、被害調査及び応急・復旧 ②下水道施設の点検、被害調査及び応急・復旧 ③飲料水の確保・供給 ④病院及び防災拠点、市民への給水
	上下水道班	上下水道課	①下水道施設の点検、被害調査及び応急・復旧に関する事 ②病院及び防災拠点、市民への給水に関する事 ③水道施設の点検、被害調査及び応急・復旧に関する事 ④飲料水の確保・供給に関する事				

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前				改 訂 後			
教育部	教育対策班	学校教育課 指導課	①部内の連絡調整 ②児童・生徒の避難、安全確保及び被災状況の把握に関すること ③被災児童及び生徒の学用品等の供給に関すること ④学校施設（幼稚園含む）等の被害状況調査及び応急・復旧対策に関すること ⑤避難所として開設及び維持管理の協力に関すること ⑥教職員の動員に関すること ⑦応急教育に関すること	教育部	教育対策班	教育部 学校教育課 指導課	①部内の連絡調整 ②児童・生徒の避難、安全確保及び被災状況の把握 ③被災児童及び生徒の学用品等の供給 ④学校施設（幼稚園含む。）等の被害状況調査及び応急・復旧対策 ⑤避難所として開設及び維持管理の協力 ⑥教職員との連携 ⑦応急教育計画の作成・実施
	一般対策班	生涯学習課 公民館 図書館	①避難所の開設及び維持管理に関すること ②物資集積所（総合体育館）の開設及び運営に関すること ③社会教育施設の被害状況調査及び応急、復旧対策に関すること ④文化財の被害状況調査及び応急、保護対策に関すること		一般対策班	教育部 生涯学習課 図書館 公民館	①避難所の開設及び維持管理 ②物資集積所（総合体育館）の開設及び運営 ③社会教育施設の被害状況調査及び応急、復旧対策 ④文化財の被害状況調査及び応急、保護対策

改訂前	改訂後						
②活動体制別職員配備数 活動体制別職員配備数の基準は、原則として第3章 第1節 第1 「職員参集・動員」によることとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じ、適宜職員配備数を増減して、対策の効率的運営に努める。 ただし特例として、本部長は、災害の状況等により必要があると認めたときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。 (5) 設置の決定-----【市(総務部)】 地震情報、被害情報等に基づき、総務部長の報告をもとに市長が状況を判断し、必要と認めた時は、災対法第23 条第2 項の規定に基づき設置する。 市長が不在かつ連絡不能な場合は、副市長が代行する。 表 災害対策本部設置の決定者 <table><tr><td>決定者</td><td>代決者</td><td>代決者</td></tr><tr><td>市 長</td><td>副市長</td><td>教育長</td></tr></table> (6) 本部の設置-----【災害対策本部】 1) 設置に関する指示及び伝達 【本部設置に関する指示及び伝達】 ①副本部長への連絡 総務部長は、本部設置及び活動体制について市長の命	決定者	代決者	代決者	市 長	副市長	教育長	2) 動員配備体制別人員数 動員配備体制別人員数の基準は、原則として第3章 第1節 第1 「職員参集・動員」によることとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じ、適宜人員数を増減して、対策の効率的運営に努める。 ただし特例として、本部長は、災害の状況等により必要があると認めた時は、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。 (5) 設置の決定-----【市(総務部)】 災害対策本部の設置は、地震情報及び被害情報等に関する総務部長の報告をもとに市長が決定する。 市長不在の場合には、副市長、次いで教育長がその決定を代行する。 (6) 本部の設置-----【市(本部事務局、各部)】 1) 設置に関する指示及び伝達 ①本部員及び関係機関等連絡 総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の
決定者	代決者	代決者					
市 長	副市長	教育長					

改 訂 前	改 訂 後
を受けたときは、副本部長に連絡する。 ②本部設置に関する指示 次の流れで本部設置に関する指示を行う。  2) 災害対策本部室の設営 災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。 3) 現地災害対策本部の設置 災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、災対法第23条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。 【現地対策本部の設置】 ①現地災害対策本部の組織 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。 ②現地災害対策本部の設置基準 ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合 イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合 ③現地災害対策本部の分掌事務	指示を受けた時は、災害対策本部事務局長（消防交通課長）を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。 ②本部設置に関する指示 本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。  2) 災害対策本部室の設営 災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。 3) 現地災害対策本部の設置 災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、災対法第23条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。 ①現地災害対策本部の組織 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。 ②現地災害対策本部の設置基準 ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合 イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合 ③現地災害対策本部の分掌事務

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること (7) 本部員の動員-----【市(総務部)】 総務部長は、災害対策本部の設置及び活動体制の決定に基づき、応急対策実施のため必要な職員の動員を行う。 なお、動員の手順については、第3章 第1節 第1「職員参集・動員」において示した通りである。 (8) 本部の運営-----【災害対策本部】 1) 本部会議 ①組織及び協議事項 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。 なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。 会議の庶務は、事務局が担当する。 ア 災害救助法の実施に関すること イ 本部の活動体制に関すること	ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること イ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること (7) 本部員の動員-----【市(総務部)】 総務部長は、災害対策本部の設置の決定に基づき、災害応急対策実施のため必要な職員の動員を行う。 なお、動員の手順については、第3章 第1節 第1「職員参集・動員」において示したとおりである。 (8) 本部の運営-----【市(本部事務局、各部)】 1) 本部会議 ア 組織及び協議事項 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。 各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。 会議の庶務は、本部事務局が担当する。 ①災害救助法の適用実施に関すること ②災害対策本部の設置及び廃止に関すること ③現地災害対策本部の設置及び廃止に関すること ④災害応急対策の実施及び調整に関すること

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前				改 訂 後			
ウ 現地災害対策本部に関すること エ 災害応急対策の実施及び調整に関すること オ 応援に関すること カ 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること キ 災害広報に関すること ク 県に対する要望に関すること ケ 災害対策本部の廃止に関すること コ その他重要な事項に関すること				⑤応援・受援に関すること ⑥自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること ⑦災害広報に関すること ⑧県に対する要望に関すること ⑨その他重要な事項に関すること			
②招集 ・本部長が必要の都度招集する。 ・招集の伝達は、本部事務局長が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行う。 ・勤務時間外においては、携帯電話を用い本部員、事務局員を招集する。				イ 招 集 ・本部長が必要の都度招集する。 ・招集の伝達は、本部事務局長が庁内放送及び電話等により行う。			
2) 本部設置等の通知及び公表 本部を設置または廃止したときは、本部担当班は庁内及び市の各機関、市民及び関係機関に対し速やかに次により通知及び公表する。				2) 本部設置等の通知及び公表 本部を設置または廃止した時は、担当する各班が、庁内、市民及び防災関係機関に対し速やかに通知及び公表する。			
通知及び公表先	方 法	担 当	備 考	通知及び公表先	方 法	担 当	備 考
県庁	電話、県防災情報システム、衛星電話	本部班	左記の通信手段の使用が不能となった場合は、	県 庁	電話、県防災情報システム、衛星電話	本部班	左記の通信手段の使用が不能となった場合は

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前				改 訂 後			
下妻消防署	電話、口頭、消防 防災無線	本部班	「災害時における放送要請に関する協定」にもとづき、NHK 及び茨城放送を通じて行う。(報道機関を除く) 1 NHK 水戸 FM (83.2MHz) 2 IBS 水戸放送局 (1197KHz) IBS 土浦放送局 (1458KHz) 3 NHK-TV(総合) 4 NHK ラジオ第1放送 (594KHz)	下妻消防署	電話、口頭、消防 防災無線	本部班	は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK 及び茨城放送を通じて公表を行う。(報道機関を除く。) 1 NHK水戸 FM (83.2MHz) 2 茨城放送水戸放送局 (1197KHz) 茨城放送土浦放送局 (1458KHz) 3 NHK-T V (総合) 4 NHKラジオ第1放送 (594KHz)
下妻警察署	電話	本部班		下妻警察署	電話	本部班	
報道機関	口頭または文面、 電話	情報班		報道機関	口頭または文面、 電話	情報班	
市 民	防災行政無線 広報車 NHK水戸放送 (029-221-7101) 茨城放送 (029-244-2121)	情報班		市 民	防災行政無線 広報車 NHK水戸放送局放送部 (TEL 029-232-9830) (防 TEL 8-855-8400) (防 FAX 8-855-8450) 茨城放送 (TEL 029-244-3991) (防 TEL 8-873-8400) (防 FAX 8-873-8450)	情報班	
災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関	電話、口頭または文面	本部班		災害及び対策の状況に応じ必要と認める機関	電話、口頭または文面	本部班	
3) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請 本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認め				3) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請 本部長は、被害状況及び災害応急対策実施状況に関する情報			

改 訂 前	改 訂 後
る場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。 要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣し、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮する。 4) 職員の健康管理及び給食等 事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとる。 5) 関係者以外の立入り制限 本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。 3 県の現地対策本部との連携-----【災害対策本部】 災害対策本部は、県の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。	を交換し、効率的な災害応急対策を実施するために必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。 要請を受けた防災関係機関は、速やかに連絡員を派遣する。この際、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮する。 4) 職員の健康管理及び給食等 本部事務局長は、本部勤務職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に配慮し、適切な措置をとるものとする。 5) 関係者以外の立入り制限 本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。 3 県の現地対策本部との連携-----【市（本部事務局、各部）】 市は、県の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

改 訂 前	改 訂 後
第3章 地震災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達 第1 通信手段の確保 ■ 基本事項 1 趣旨 地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握するための通信手段を確保する。 2 留意点 (1) 優先度の高い情報の伝達 被災の中心では、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられる。その様な場合は関係機関間の協力を密にし、確保できた設備を用いて優先度の高い情報を伝達することが重要である。 (2) 情報通信手段の機能確認 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。	第3章 地震災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達 第1 通信手段の確保 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害発生後における迅速な災害応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。 2 留意事項 (1) 優先度の高い情報伝達のための通信手段の確保 大規模な地震が発生した場合には、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も生ずると考えられる。このため、市及び防災関係機関間の協力を密にし、優先度の高い情報を伝達するための通信設備を確保・運用することが重要である。 (2) 情報通信手段の機能確認 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

改 訂 前	改 訂 後
(3) 緊急情報連絡用の回線設定 市及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。 3 活動項目 1 専用通信設備の運用 2 代替通信機能の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用 ■ 対策 1 専用通信設備の運用-----【県、市(各部)、防災関係機関】 専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。 NTT等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼する。 自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情動的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。 2 代替通信機能の確保-----【県、市(各部)、防災関係機関】 応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次の様な代替手段を用いる。	(3) 緊急情報連絡用回線の設定 市及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用回線の設定に努める。 3 対策項目 1 専用通信設備の運用 2 代替通信機能の確保 3 アマチュア無線ボランティアの活用 ■ 対 策 1 専用通信設備の運用-----【県、市(各部)、防災関係機関】 専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。 NTT等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他の防災関係機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼する。 自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情動的に孤立している他の防災関係機関の行う情報連絡を積極的に支援する。 2 代替通信機能の確保-----【県、市(各部)、防災関係機関】 災害応急対策実施上必要な情報通信手段の使用が著しく困難で対策の実施に支障が生じる場合は、次の様な代替手段を

改 訂 前	改 訂 後
(1) NTT の非常・緊急通話の利用 大規模な災害時には加入電話がかかりにくい場合で 応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法第8条 の規定による非常・緊急通話または電報を利用する。 1) 非常・緊急通話用電話の指定 防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」とし て、NTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録してお くものとする。（事前対策） 2) 非常・緊急通話の利用 ①一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先 電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、それでも困難な 場合は次によるものとする。 ②あらかじめ登録した「災害時優先電話」から市外局番なしの 「102番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ通 話を申込むこととする。 ①非常扱い通話または緊急扱い通話の申し込みである こと。 ②「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名 称等。 ③相手の電話番号及び通話の内容等。 なお、本通話は、非常・緊急の順に一般の通話に優先して接 続されることになっているが、輻輳の程度に応じて通話時間	用いる。 (1) NTTの災害時優先通信等の利用 NTTの災害時優先通信等は、災害の救援、復旧や公共の秩 序を維持するため、法令に基づき、防災関係機関等に対し、提 供しているサービスである。 1) 災害時優先電話の指定 防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」とし て、NTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録してお くものとする。（事前対策） 2) 災害時優先電話の利用 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先 電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備 の被害状況によっては利用が困難な場合もある。 なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信につ いては、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として 使用することが望ましい。

改 訂 前	改 訂 後
が制限されるほか、緊急通話は受付られない場合もある。また、相手等の通信設備の被害状況によって利用が困難な場合もある。 ③非常・緊急通話の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「非常・緊急通話の内容等」のとおりである。 3) 非常・緊急電報の利用 ①非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。 (※22時以降一翌朝8時までは、0120-000115 で受付) ・ 非常扱い電報または緊急扱い電報の申込みであること。 ・ 発信電話番号と機関名称等。 ・ 電報の宛先住所と機関名称等 ・ 通信文と発信人名 なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。 ②非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。 (2) 非常通信の実施 市長及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対	3) 非常・緊急電報の利用 ①非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。 (※受付時間：8時から19時まで) ・ 非常扱い電報または緊急扱い電報の申込みであること ・ 発信電話番号と機関名称等 ・ 電報の宛先住所と機関名称等 ・ 通信文と発信人名 なお、電報が著しく輻輳する時は、受付を制限する場合がある。 ②非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。 (2) 非常通信の実施 市長及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、またはこれを利用することが著しく困難である時に、災害応急対策

改 訂 前	改 訂 後
策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。 なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。 1) 通信の内容 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずる。 【非常通報の内容】 ①人命の救助に関するもの ②天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの ③緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 ④電波法第74条実施の指令及びその他の指令 ⑤非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの ⑥暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの ⑦非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの	等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。 なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険または緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。 1) 通信の内容 非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずる。 ①人命の救助に関するもの ②天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの ③緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 ④電波法第74条実施の指令及びその他の指令 ⑤非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの ⑥暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの ⑦非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前	改 訂 後
⑧遭難者救護に関するもの ⑨非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの ⑩鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの ⑪中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの ⑫救助法第24条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの	⑧遭難者救護に関するもの ⑨非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの ⑩鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの ⑪中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの ⑫災害救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
2) 取扱い無線局 官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。 ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておく。 なお、機関名は、資料編「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。 3) 頼信の手続	2) 取扱い無線局 官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができる。 ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておくことが必要である。 なお、機関名は、資料編「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。 3) 発信の手続き

改 訂 前	改 訂 後
非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）または平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。 【頼信の手続】 ①あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号。 ②本文はできる限り簡潔に記載し、字数は 200 字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。 ③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。 ④応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊 100 名派遣、毛布 1,000 枚を送りたい。」のように）を記入する。 ⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。 (3) 他機関の通信設備の利用 市長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第 56～57 条）。 また、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長または知事若しくは市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第 79 条）。	非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で、電報発信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）または平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。 ①あて先の住所・氏名（職名）及びわかれば電話番号 ②本文はできる限り簡潔に記載し、字数は 200 字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。 ③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスを空けない。 ④応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目を記入する。（例えば「自衛隊 100 名派遣」、「毛布 1,000 枚を送りたい。」など） ⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。 (3) 他機関の通信設備の利用 県知事及び市長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災対法第 55～57 条）。 また、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または県知事もしくは市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要がある時は、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる

改 訂 前	改 訂 後
1) 使用または利用できる通信設備 【使用または利用できる通信設備】 ・警察通信設備 ・航空通信設備 ・鉄道通信設備 ・消防通信設備 ・電力通信設備 ・水防通信設備 ・気象通信設備 ・自衛隊通信設備 2) 事前協議の必要 【事前協議の必要性】 ①市長は、災対法第 57 条(災害に関する通知・要請・伝達)に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。(事前対策) ②災対法第 79 条(災害発生時の応急措置)に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。 3) 警察通信設備の使用 市が警察通信設備を使用する場合は、資料編「警察通信設備の使用手続き」に示す手続によって行う。 (4) 放送機能の利用 市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場	(災対法第 79 条)。 1) 使用または利用できる通信設備 ・警察通信設備 ・航空通信設備 ・鉄道通信設備 ・消防通信設備 ・電力通信設備 ・水防通信設備 ・気象通信設備 ・自衛隊通信設備 2) 事前協議 ①市長は、災対法第 57 条(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。(事前対策) ②災対法第 79 条(通信設備の優先使用权)に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。 3) 警察通信設備の使用 市が警察通信設備を使用する場合は、資料編「警察通信設備の使用手続き」に示す手続きによって行う。 (4) 放送機能の利用 市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場

改 訂 前	改 訂 後
合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK 水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。 なお、市長の放送要請は知事を通じて行うものとする。 (5) 防災相互通信用無線電話の利用 災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。 (6) 使送による通信連絡の確保 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送(自動車・バイク・自転車等を利用し、または徒歩により通信文を発信依頼先に直接届けること)により通信を確保する。 (7) 自衛隊の通信支援 市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第3章 第3節 第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。 3 アマチュア無線ボランティアの活用 (1) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力 -----【市(総務部)】 市は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコー	合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。 なお、市長の放送要請は県知事を通じて行うものとする。 (5) 防災相互通信用無線電話の利用 災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。 (6) 使送による通信連絡の確保 有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合、各防災関係機関は使送(自動車・バイク・自転車等を利用し、または徒歩により通信文を発信依頼先に直接届けること)により通信を確保する。 (7) 自衛隊の通信支援 市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じた時は、第3章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。 3 アマチュア無線ボランティアの活用 (1) アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力 -----【市(総務部)】 市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時にコ

改 訂 前	改 訂 後
ディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。 (2) アマチュア無線ボランティアの活動内容----- -----【アマチュア無線ボランティア】 1) 非常通信 2) その他の情報収集活動 ■資料編 「非常・緊急通話の内容等」 ■資料編 「非常・緊急電報の内容等」 ■資料編 「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」 ■資料編 「警察通信設備の使用手続き」 ■資料編 「防災相互通信用無線局一覧」	ーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。 (2) アマチュア無線ボランティアの活動内容 1) 非常通信 2) その他の情報収集活動 ■資料編 「非常・緊急電報の内容等」 ■資料編 「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」 ■資料編 「警察通信設備の使用手続き」 ■資料編 「防災相互通信用無線局一覧」
第2 災害情報の収集・伝達・報告 ■ 基本事項 1 趣旨 地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。 2 留意点	第2 災害情報の収集・伝達・報告 ■ 基本事項 1 趣 旨 地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。 2 留意事項

改 訂 前	改 訂 後
(1) 被害の全体像の把握 被害に関する細かい数値は初動段階では不要である。むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要であり、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにする必要がある。 (2) 被災地の収集能力の支援 被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため現地から情報があがってくるのを待つのではなく、周辺の機関または災害対策本部から人員を派遣し、積極的な情報収集を行う必要がある。 (3) 収集した情報の処理 収集した情報を各種の応急対策活動を生かすため、関係する防災関係機関間での密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。 3 活動項目 1 地震情報の収集・伝達 2 被害概況の把握 3 被害情報・措置情報の収集・伝達	(1) 被害の全体像の把握 被害に関する細かい数値は初動段階では不要である。むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要であり、応援を含めた災害対応体制の確保に遅れが生じないようにする必要がある。 (2) 積極的な情報収集 被害が甚大であればあるほど、被災地での情報収集と報告は困難となる。そのため現地から情報があがってくるのを待つのではなく、周辺の防災関係機関または災害対策本部から人員を派遣し、自ら積極的に情報収集を行う必要がある。 (3) 収集した情報の処理及び共有 収集した情報を各種の災害応急対策活動に生かすため、市災害対策本部及び各部・防災関係機関において収集した情報の処理（整理、分析）を行い、これを共有することが必要である。 3 対策項目 1 地震情報の収集・伝達 2 被害概況の把握 3 被害情報・措置情報の収集・処理・伝達

改訂前

■ 対策

1 地震情報の収集・伝達

気象庁から発せられた津波警報・注意報、地震・津波情報を市、防災関係機関は収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

(1) 地震情報の収集-----

-----【市(総務部)、下妻消防署ほか防災関係機関】

関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達するものとする。

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3 以上	地震発生後1 分半後に、震度3 以上を観測した地域名（全国を約190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3 以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加
震源・震度	以下の何れか	地震の発生場所（震源）やそ

改訂後

■ 対 策

1 地震情報の収集・伝達

市及び防災関係機関は、気象庁から発せられた地震情報等を収集し、相互に共有するとともに市民に伝達する。

(1) 地震情報の収集-----

-----【市(総務部)、下妻消防署、防災関係機関】

市及び防災関係機関は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制をとるとともに、必要な機関及び市民に伝達するものとする。

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3 以上	地震発生後1 分半後に、 震度3 以上 を観測した地域名（全国を約190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3 以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配なし」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前			改 訂 後		
に関する情報	を満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	の規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表	推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに

改訂前	改訂後									
ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、他市町村と積極的に連絡を取り、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。	ラジオ放送、テレビ放送に留意するとともに県、他市町村と積極的に連絡をとるなど防災関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。									
(3) 地震解説資料の収集----- -----【市(総務部)、下妻消防署ほか防災関係機関】 地震発生後、約 1～2 時間経過した後に、現に発生している地震現象への理解を深め、今後の対応に役立てるとともに過度の不安を取り除くための情報として水戸地方気象台から地震解説資料が発表される。この情報は、県内で震度 4 以上の地震が観測されたとき、津波警報・注意報が発表されたとき、それまで地震活動が見られなかった地域など小規模な地震が頻発し、特に必要があるとされたときに発表されるものである。関係機関は本情報を必要な機関に伝達するものとする。	(3) 地震解説資料の収集----- -----【市(総務部)、下妻消防署、防災関係機関】 発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。 <table><tr><th>解説資料等の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr><tr><td>地震解説資料（速報版）</td><td>以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度 4 以上（但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）</td><td>地震発生後 30 分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料</td></tr><tr><td>地震解説資料（詳細版）</td><td>以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度 5 弱以上</td><td>地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内</td></tr></table>	解説資料等の種類	発表基準	内 容	地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度 4 以上（但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料	地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度 5 弱以上	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内
解説資料等の種類	発表基準	内 容								
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度 4 以上（但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料								
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度 5 弱以上	地震発生後 1 ～ 2 時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内								

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改訂前	改訂後		
(4) 異常現象発見者の通報義務-----【市(総務部)】 地割れなど、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長または警察官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、水戸地方気象台、県(生活環境部防災・危機管理課)、その他の関係機関に通報しなければならない。		・社会的に関心の高い地震が発生	容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、関連する情報を編集した資料
	管内地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

改 訂 前	改 訂 後
2 被害概況の把握 (1) 震度情報ネットワークシステムの活用-----【市(総務部)】 市内に設置された震度計の情報は茨城県によりオンライン収集され、県内の震度分布の把握に役立てられる。 (2) 県への報告---【市(総務部)、下妻消防署ほか防災関係機関】 市、防災関係機関は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。 (3) ヘリコプターによる概況把握-----【県、市(各部)】 ヘリコプターによる概況把握は、県により行われるとともに、市が協定締結した民間事業者による情報収集を行う。 (4) 現地調査班の派遣-----【県】 災害による被害程度が相当のものと認められ、当該市町村	2 被害概況の把握 (1) 震度情報ネットワークシステムの活用-----【市(総務部)】 市内に設置された震度計の情報は、茨城県によりオンライン収集され、県内の震度分布の把握に役立てられる。 (2) 県への報告-----【市(総務部)、下妻消防署、防災関係機関】 市及び防災関係機関は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。 市が、震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した場合は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握し、次の3点について市町村行政機能チェックリストに記入し、原則として発災後12時間以内に、県に報告する。 ①トップマネジメントは機能しているか ②人的体制(マンパワー)は充足しているか ③物的環境(庁舎施設等)は整っているか なお、被災状況等により都道府県の担当部署に連絡がとれない場合には、総務省自治行政局市町村課に直接報告する。 (3) ヘリコプターによる概況把握-----【県】 県は、地震発生後直ちに防災ヘリコプター、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの概況把握を行う。 (4) 現地調査班の派遣-----【県】 県は、災害による被害程度が相当のものと認められ、当該

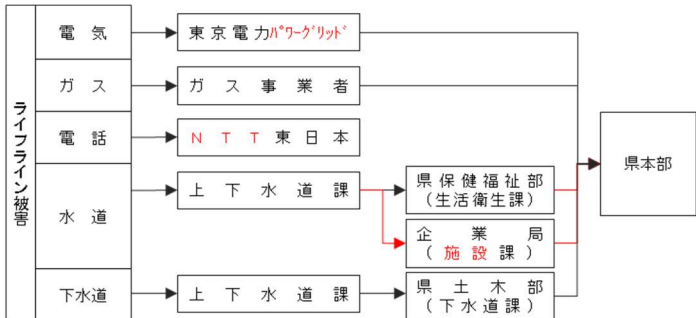
改 訂 前	改 訂 後
での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、災害対策本部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担わせる。重点的に調査すべき項目を次に示す。 【調査項目】 ①火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置) ②建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要支援者の有無) ③道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱) ④崖崩れの状況(位置、被災戸数、要援護者の有無) ⑤道路渋滞の状況 ⑥住民の行動、避難状況、要望 ⑦現地での応急対策活動での問題点 3 被害情報・措置情報の収集・伝達 (1) 被害情報・措置情報の種類 1) 被害情報 【被害情報】 - 死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・鉄道、公共施設被害等に関する ①被害発生時刻 ②被害地域(場所) ③被害様相(程度)	市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、現地での被害状況調査と連絡・調整のため、災害対策本部の職員を派遣する。 現地調査班が重点的に調査すべき項目は次のとおり。 【調査項目】 ①火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置) ②建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要支援者の有無) ③道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱) ④がけ崩れの状況(位置、被災戸数、要援護者の有無) ⑤道路渋滞の状況 ⑥住民の行動、避難状況、要望 ⑦現地での応急対策活動での問題点 3 被害情報・措置情報の収集・伝達 (1) 被害情報・措置情報の種類 1) 被害情報 被害情報とは、死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・橋梁・鉄道・公共施設等の被害等に関するものである。 ①被害発生時刻 ②被害地域(場所) ③被害様相(程度)

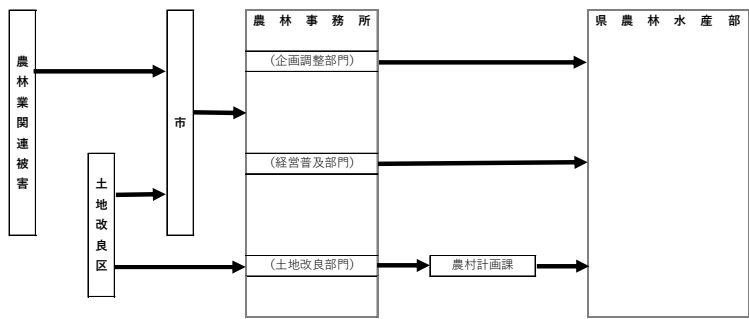
改 訂 前	改 訂 後
④被害の原因 2) 措置情報 【措置情報】 ①災害対策本部の設置状況 ②主な応急措置（実施、実施予定） ③応急措置実施上の措置 ④応援の必要性の有無 ⑤災害救助法適用の必要性 (2) 情報収集伝達の方法-----【市(各部)】 被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として防災情報システムを利用して、資料編「消防庁火災・災害即報様式」、 「市の各種報告様式」により行う。 なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。 【報告すべき内容】 1) 災害概況速報 2) 人的被害状況 3) 災害対策本部設置状況 4) 事務所状況報告 5) 避難所状況 6) 避難勧告・指示・警戒区域設定状況 7) 道路規制情報 8) 列車運行状況 9) 被害状況報告	④被害の原因 2) 措置情報 ①災害対策本部の設置状況 ②主な応急措置（実施、実施予定） ③応急措置実施にあたり処置した事項 ④応援の必要性の有無 ⑤災害救助法適用の必要性 (2) 収集した情報の報告の方法 -----【市(各部)】 被害情報、措置情報の報告は、原則として防災情報システムを利用して、資料編「消防庁火災・災害即報様式」及び 「市の各種報告様式等」により行う。 なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。 ①災害概況即報 ②人的被害状況 ③災害対策本部設置状況 ④事務所状況 ⑤避難所状況 ⑥避難指示・警戒区域設定状況 ⑦道路規制情報 ⑧鉄道運行状況 ⑨被害状況報告

改 訂 前	改 訂 後
(3) 情報伝達の流れ-----【市(各部)】 災害情報は、把握した防災関係機関から収集し、市災害対策本部において集約する。なお、市災害対策本部未設置段階では、総務部が情報を収集する。 (4) 各機関の情報収集・伝達活動----【市(各部)、防災関係機関】 1) 市の情報収集・伝達活動 ① 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、資料編「茨城県被害情報等報告要領」に基づき、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。 また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行う。	(3) 各機関の情報収集・伝達活動----- -----【市(各部)、防災関係機関】 被害等の情報は、防災関係機関及び住民等から収集し、市災害対策本部において集約する。なお、市災害対策本部未設置段階では、総務部が情報を収集する。 1) 市の情報収集・伝達活動 ア 市は市域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び災害応急対策の実施状況に関する情報を収集し、資料編「被害状況等報告様式(茨城県)」に基づき、県災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は概要を電話等により行い、事後速やかに防災情報システム等により報告する。 また、被害の把握が十分でない場合においても把握できた情報の迅速な報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況等報告様式を用い災害応急対策完了後10日以内に県に報告する。

改 訂 前	改 訂 後
①市災害対策本部が設置されたとき ②災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき ③災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき ④地震が発生し、震度4以上を記録したとき ⑤災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき 併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。 併せて、資料編「火災・災害等即報様式」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。 ② 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。 ③ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。	①市災害対策本部が設置された時 ②災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生した時 ③災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがある時 ④地震が発生し、震度4以上を観測した時 ⑤災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる時 併せて、資料編「消防庁火災・災害等即報様式」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内に可能な限り早く報告するものとする。 イ 県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。 ウ 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。 エ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況を把握した場合には、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

改 訂 前	改 訂 後
2) 防災関係機関の活動 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市等に伝達するよう努める。 (5) 被害種類別の情報収集・伝達方法-----【市(各部)】 発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。 1) 情報収集・伝達系統1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害) 図 2) 情報収集・伝達系統2(道路被害)	オ 行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市域内で行方不明となった者について、警察等防災関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡するものとする。 2) 防災関係機関の活動 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める防災関係機関及び市等に伝達するよう努める。 (5) 被害種類別の情報収集・伝達方法-----【市(各部)】 発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。 1) 情報収集・伝達系統①：人的被害(死者、負傷者)、建物被害、その他の被害 図 2) 情報収集・伝達系統②：道路・橋梁被害

改 訂 前	改 訂 後
	
3) 情報収集・伝達系統 3(鉄道被害)	3) 情報収集・伝達系統③：鉄道被害
	
4) 情報収集・伝達系統 4(ライフライン被害)	4) 情報収集・伝達系統④：ライフライン被害
	 <pre> graph LR subgraph "ライフライン被害" direction TB E[電気] --> TE[東京電力<sup>パワーステアリング</sup>] G[ガス] --> GS[ガス事業者] T[電話] --> NT[NTT東日本] S[水道] --> US[上下水道課] SS[下水道] --> USS[上下水道課] end TE --> KB[県本部] GS --> KB NT --> KB US --> KB USS --> KB KB --> KB2[県本部] KB2 --> KB3[県保健福祉部
(生活衛生課)
企業局
(施設課)
県土木部
(下水道課)] KB3 --> KB4[県本部] </pre>
5) 情報収集・伝達系統 5(河川)	5) 情報収集・伝達系統⑤：河川被害
	
6) 情報収集・伝達系統 6(農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)	6) 情報収集・伝達系統⑥：農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地被害
	
7) 情報収集・伝達系統 7(その他公共施設)	

改 訂 前	改 訂 後
図 (6) 被害の判定基準 被害の判定にあたっては、資料編「被害状況の判定基準」に示す被害区分別の判定基準表を参照する。 ■ 資料編 「消防庁火災・災害即報様式」 ■ 資料編 「市の各種報告様式等」 ■ 資料編 「被害状況等報告様式(茨城県)」 ■ 資料編 「被害状況の判断基準」 ■ 資料編 「気象庁震度階級関連解説表」	 7) 情報収集・伝達系統⑦：その他公共施設被害 図 (6) 被害の判定基準 被害の判定にあたっては、資料編「被害状況の判定基準」に示す被害区分別の判定基準表を参照する。 ■ 資料編 「消防庁火災・災害即報様式」 ■ 資料編 「市の各種報告様式等」 ■ 資料編 「被害状況等報告様式(茨城県)」 ■ 資料編 「被害状況の判断基準」 ■ 資料編 「気象庁震度階級関連解説表」
第3 災害情報の広報 ■ 基本事項	第3 災害情報の広報 ■ 基本事項

改 訂 前	改 訂 後
1 趣旨 流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。 2 留意点 (1) 報道機関との連携 市、防災関係機関は、報道機関各社と連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活躍してもらえよう、必要な情報の提供を行う必要がある。 また、報道機関は、被災地の被害の状況を被災地外に伝えるにとどまらず、最も情報が必要な被災地の住民に対する伝達媒体としての役割を積極的に担うことが期待される。	1 趣 旨 地震発生後、速やかに市民及び報道機関等に対して被害状況・地震情報・生活情報等の各種情報を正確、迅速に提供し、市民の適切な行動の促進と人心の安定及び災害応急対策の円滑な推進を図るとともに、異なる情報の同時発信や流言、飛語などの誤った情報流布による混乱の発生を防止するため、市及び防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達を行う。 2 留意事項 (1) 組織的な対応と情報の一元的な管理 災害時における広報の適否は、市の災害応急対策に対する内外からの理解と協力を得、その円滑かつ適切な推進に大きな影響を及ぼすものであることから、市災害対策本部は、防災関係機関との連携のもと、組織的な広報体制の確立と情報の一元的な管理により、伝えたい情報の選別と能動的な発信を行うことが必要である。 (2) 報道機関との連携 市及び防災関係機関は、報道機関各社と連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活躍してもらえよう、必要な情報の提供を適時適切に行うことが必要である。

改 訂 前	改 訂 後
	(3) 情報が入手困難な被災者への対応 市は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者、在日外国人及び訪日外国人等、情報の入手困難な被災者等に対する情報の伝達に配慮するものとする。 (4) 各種情報伝達手段の住民への周知 市及び防災関係機関は、災害情報を市民に提供するための各種情報伝達手段について、あらゆる機会を利用して平常時より周知するものとする。 (5) 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施 市及び防災関係機関は、災害時に使用する各種情報伝達手段を用いた訓練を、平常時より実施するものとする。 (6) 危機感が伝わる情報提供の実施 市及び防災関係機関が避難情報等の災害情報を市民に伝達する際は、一人ひとりに確実に事態の危機感が伝わるよう、わかりやすい情報提供、状況に応じた切迫感のある情報の発信に留意する。

改訂前	改訂後
3 活動項目 1 広報活動 2 報道機関への対応 ■ 対策 1 広報活動 (1) 広報内容-----【市(総務部)、防災関係機関】 1) 被災地住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。 また、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。 【被災地住民に対する広報内容】 ①火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等) ②避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容 ③流言、飛語の防止の呼びかけ ④治安状況、犯罪防止の呼びかけ ⑤近隣の助け合いの呼びかけ ⑥公的な避難所、救護所の開設状況 ⑦電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況 ⑧鉄道、バスの被害状況、運行状況 ⑨救援物資、食料、水の配布等の状況	3 対策項目 1 広報活動 2 報道機関への対応 ■ 対 策 1 広報活動 (1) 広報内容-----【市(総務部)、防災関係機関】 1) 被災地の住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、被災者の情報ニーズが時期的に変化することを踏まえつつ、住民の安全・安心と生活再建に関わる以下の情報を優先的に広報する。 また、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。 被災者の中に、配偶者からの暴力等（DV）を受け加害者から追及されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 ア 安全・安心に関する情報 ①防災行政無線等による呼びかけ ・通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等 ・避難指示等の出されている地域及びその内容 ・流言、飛語の防止 ・近隣の助け合い、避難誘導等 ・犯罪の防止

改 訂 前	改 訂 後
⑩し尿処理、衛生に関する情報 ⑪被災者への相談サービスの開設状況 ⑫死体の安置場所、死亡手続き等の情報 ⑬臨時休校等の情報 ⑭ボランティア組織からの連絡 ⑮全般的な被害状況 ⑯防災関係機関が実施している対策の状況	②地震等の情報 ③災害の発生状況 ④市の体制、災害応急対策の状況 ⑤二次災害に関する情報（火災、崖崩れ、建物倒壊） ⑥避難指示の情報、避難所の開設状況 ⑦安否情報 ⑧応急救護所、医療機関の開設状況 ⑨道路・交通規制情報 イ 生活の維持に関する情報 ①被災者への相談サービスの開設状況 ②ライフラインの情報（電気、ガス、電話、水道、下水道等の被害状況と復旧見込み） ③食料、物資等の配布の情報 ④風呂、店舗等開業の状況 ⑤鉄道・バス等交通機関の運行、復旧見込みの情報 ⑥道路の情報 ⑦医療機関の活動状況 ⑧治安情報 ⑨廃棄物・し尿処理、衛生に関する情報 ⑩遺体の安置場所、死亡手続き等の情報 ⑪臨時休校等の情報 ⑫家屋・宅地の被害調査に関する情報 ⑬ボランティア組織からの連絡

改 訂 前	改 訂 後
2) 被災地外の住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等による。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。 【被災地以外の住民に対する広報内容】 ①避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容 ②流言・飛語の防止の呼びかけ ③治安状況、犯罪防止の呼びかけ	⑭全般的な被害状況 ⑮市及び防災関係機関が実施している対策の状況 ウ 生活の再建に関する情報 ①住宅情報（応急仮設住宅、空家あっせん等） ②各種相談窓口の開設情報 ③り災証明書の発行情報 ④税・手数料等の減免措置の状況 ⑤災害援護金等の融資 2) 被災地外の住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等による。また、必要に応じて、被災地の住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

改訂前	改訂後
④被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ (被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ) ⑤ボランティア活動への参加の呼びかけ ⑥全般的な被害状況 ⑦防災関係機関が実施している対策の状況	
(2) 広報手段-----【市(総務部)、県、防災関係機関】 図 図 広報活動実施系統図	(2) 広報手段-----【県、市(総務部)、防災関係機関】 図 広報活動実施系統図 1) 報道機関への依頼 上記伝達内容の、報道機関(NHK 水戸放送局、茨城放送等)に対する依頼は、あらかじめ定めた協定に基づき県が行う。 市は、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けた場合にその旨を県に対して依頼し、防災関係機 1) 報道機関への依頼 報道機関(NHK水戸放送局、茨城放送等)に対する依頼は、あらかじめ定めた協定に基づき県が行う。 市は、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けた場合、その旨を県に対して伝達し、防災関係機

改 訂 前	改 訂 後
関の行う応急対策活動を支援する。 2) 独自の手段による広報 県、市及び防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。 その手段としては、次のようなものがある。 【広報手段】 ①防災行政無線(同報系) ②防災ヘリコプターによる呼びかけ(県) ③広報車による呼びかけ ④ハンドマイク等による呼びかけ ⑤ビラの配布 ⑥有線放送 ⑦インターネット(緊急速報メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス) ⑧立看板、掲示板 3) 自衛隊等への広報要請 市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は、第3章第3節第1「自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保」を参照す	関の行う応急対策活動を支援する。 2) 独自の手段による広報 県、市及び防災関係機関は、次のような多種多様な手段を活用して住民に対する効果的な広報活動を行う。 ①防災行政無線(同報系) ②防災ヘリコプターによる呼びかけ(県) ③広報車による呼びかけ ④ハンドマイク等による呼びかけ ⑤ビラの配布 ⑥防災アプリ ⑦インターネット(緊急速報メール、ホームページ、防災ポータル、SNS) ⑧立看板、掲示板 ⑨広報紙 3) 自衛隊等への広報要請 市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の実施を依頼する。要請方法の詳細は、第3章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」を参照する。

改 訂 前	改 訂 後
る。	4) Lアラートの活用 市は、避難情報を発令または解除した場合及び避難所を開設または閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。 なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、市に代わって県が実施する。 5) 民間アプリの活用 市、防災関係機関は、Twitter や LINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して市民に情報提供するものとする。 また、迅速性・拡散性に優れている Twitter などの SNS については、市等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行うものとする。
2 報道機関への対応 (1) 報道活動への情報提供-----【市(各部)、防災関係機関】 報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。 (2) 報道機関の取材対応-----【市(総務部)、防災関係機関】	2 報道機関への対応 (1) 報道活動への情報提供-----【市(各部)、防災関係機関】 報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。 (2) 報道機関の取材対応-----【市(総務部)、防災関係機関】

改 訂 前	改 訂 後
【報道機関への発表】 1) 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、予め定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。 2) 発表は、原則として本部長または各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、あらかじめ災害対策本部情報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。 3) 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部情報班長と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。 4) 災害対策本部情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。	1) 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。 2) 発表は、原則として本部長または各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、あらかじめ総務部情報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。 3) 指定公共機関、指定地方公共機関及び市内に事業所を有する事業者が震災に関する情報を公表・広報する場合は、原則として総務部情報班と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。 4) 総務部情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各部、各班のうち必要と認められる部、班及び防災関係機関に送付する。 5) 報道関係者への対応は、総務部情報班が行うものとし、職員個々の取材対応は禁止する。また、報道関係者の災害対策本部事務局及び各部執務室への立入りは禁止する。 6) 災害対策本部会議は原則非公開とし、状況により会議開始冒頭の取材のみ許可することとする。 会議の内容については、会議終了後に記者会見及び資料提供等により発表する。

改 訂 前	改 訂 後
第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・派遣 第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保 ■ 基本事項 1 趣旨 市長は、地震により災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣申請を要求するものとする。 2 留意点 (1) 被害状況の早期把握 市は自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かを、地震発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要を地震後できるだけ短時間で把握する必要がある。 (2) 自衛隊と県・市との情報伝達路の確保 自衛隊は独自の情報網により、被害状況を把握するとともに、独自の判断による派遣もできることとなっているが、その場合であっても受入側である県・市との連携や、被害状況を鑑みた活動先・活動内容等の調整は不可欠である。そのため県・市と自衛隊の間の情報伝達路の確保に双方が積極的に努める	第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・派遣 第1 自衛隊の派遣要請・受入体制の確保 ■ 基本事項 1 趣 旨 市長は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要求するものとする。 2 留意事項 (1) 被害状況の早期把握 市は自衛隊の災害派遣を必要とする被害が発生しているか否かを、地震発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには被害の概要をできるだけ短時間で把握する必要がある。 (2) 自衛隊と県・市との情報連絡体制の確保 自衛隊は独自の情報網により、被害状況を把握するとともに、独自の判断による派遣もできることとなっているが、その場合であっても受入れ側である県・市との連携や、被害状況に鑑みた活動先・活動内容等の調整は不可欠である。そのため県・市及び自衛隊は情報連絡体制の確保に積極的に努めるこ

改 訂 前	改 訂 後
必要がある。 3 活動項目 1 自衛隊に対する災害派遣要請 2 自衛隊の判断による災害派遣 3 自衛隊の受入体制の確立 4 災害派遣部隊の撤収要請 5 経費の負担 ■ 対策 1 自衛隊に対する災害派遣要請 (1) 災害派遣要請-----【市】 市長は、地震の規模や収集した被害情報から判断し、以下の災害派遣用件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を知事に要求する。 ○災害派遣要件の範囲 1) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること 2) 緊急性 差し迫った必要性があること 3) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと	とが必要である。 3 対策項目 1 自衛隊に対する災害派遣要請 2 自衛隊の判断による災害派遣 3 自衛隊の受入体制の確立 4 災害派遣部隊の撤収要請 5 経費の負担 ■ 対 策 1 自衛隊に対する災害派遣要請 (1) 災害派遣要請の要求-----【市】 市長は、地震の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求する。 【災害派遣判断の要件】 ①公共性 公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること ②緊急性 差し迫った必要性があること ③非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

改 訂 前	改 訂 後																
(2) 災害派遣要請の手続き-----【市(総務部)】 1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、資料「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。 2) 市長は前記 1) の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。 (3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次に示すものとする。 表 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容 <table> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>被 害 状 況 の 把 握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。</td></tr> <tr> <td>避 難 の 援 助</td><td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td></tr> <tr> <td>避難者の捜索・救助</td><td>行方不明者、負傷者等が発生した</td></tr> </table>	項 目	内 容	被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。	避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した	(2) 災害派遣要請の手続き-----【市(総務部)】 1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。 2) 市長は前記 1) の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。 (3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】 自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。 <table> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>被 害 状 況 の 把 握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。</td></tr> <tr> <td>避 難 の 援 助</td><td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</td></tr> <tr> <td>避 難 者 の</td><td>行方不明者、負傷者等が発生した</td></tr> </table>	項 目	内 容	被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。	避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	避 難 者 の	行方不明者、負傷者等が発生した
項 目	内 容																
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。																
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。																
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した																
項 目	内 容																
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。																
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。																
避 難 者 の	行方不明者、負傷者等が発生した																

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前		改 訂 後	
	場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。	捜 索 ・ 救 助	場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。	水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。
消 防 活 動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。	消 防 活 動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。	道 路 ま た は 水 路 の 啓 開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応 急 医 療 、 救 護 及 び 防 疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。	応 急 医 療、救 護 及 び 防 疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。	人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救 援 物 資 の 無 償 貸 与 ま た は 譲 与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資	救 援 物 資 の 無 償 貸 与 また は 譲 与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
		危 険 物 の 保 安	能力上可能なものについて火薬

改 訂 前		改 訂 後	
	を無償貸付けしまたは譲与する。	及 び 除 去	類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	通 信 支 援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
通 信 支 援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。	広 報 活 動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
広 報 活 動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。	そ の 他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。
そ の 他	その他臨機に必要なもので対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。		
(4) 自衛隊との連絡-----【市(総務部)、自衛隊】		(4) 自衛隊との連絡-----【市(総務部)、自衛隊】	
1) 情報の交換等		市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区(第1施設団長、古河駐屯地所在部隊)に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。	
市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区(第1施設団長、古河駐屯地所在部隊)に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。			
2 自衛隊の判断による災害派遣-----【自衛隊】		2 自衛隊の判断による災害派遣-----【自衛隊】	
自衛隊は、地震災害が発生または発生の恐れがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。		自衛隊は、災害が発生または発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。	
ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たない		ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで	

改 訂 前	改 訂 後
で部隊等を派遣する。 なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。 【要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準】 (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。 (2) 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。 (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。 (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。	部隊等を派遣する。 なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。 ①災害に際し、防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること ②災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること ③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること ④その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること
3 自衛隊の受入体制の確立 (1) 受入れ側の活動-----【市(総務部)】 災害派遣を依頼した市長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。 1) 災害派遣部隊到着前	3 自衛隊の受入体制の確立 (1) 受入れのための活動-----【市(総務部)】 災害派遣要請を要求した市長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。 1) 災害派遣部隊到着前

改 訂 前	改 訂 後
【災害派遣部隊到着前】 ①応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。 ②連絡職員を指名する。 ③派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。 2) 災害派遣部隊到着後 【災害派遣部隊到着後】 ①派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。 ②派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。 (2) ヘリコプターの受入れ-----【市(総務部)】 市長は、地域防災計画に定める箇所、または他の適切な箇所に下記1)の基準により選定し、2)及び3)の要領により設営する。ヘリコプター受入れ箇所は、障害物等を除去し、整備する。 1) 下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。 図	①応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。 ②連絡職員を指名する。 ③派遣部隊の展開や宿営のための活動拠点等を提供する。 2) 災害派遣部隊到着後 ①派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の防災関係機関と競合・重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。 ②派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県に報告する。 (2) ヘリコプターの受入れ-----【市(総務部)】 市長は、本計画に定める箇所、または他の適切な箇所に下記1)の基準によりヘリコプター受入れ箇所を選定し、2)及び3)の要領によりヘリポートを設営する。なお、ヘリコプター受入れ箇所は、障害物等を除去し、整備するものとする。 1) ヘリポートの確保 下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。 図

改 訂 前	改 訂 後
①離着地点及び無障害地帯の基準 ・小型機（OH-6）の場合 図 ・中型機（UH-1(ij)、UH-60JA）の場合 図 ・大型機（CH-47）の場合 図 ②離着地点の地盤は堅固で平坦であること。 2) 着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。 図 3) 危害予防の措置 【危害予防の措置】 ①離着陸地帯への立入禁止 離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。	①離着地点及び無障害地帯の基準は以下のとおり。 ・小型機（OH-6）の場合 図 ・中型機（UH-1(1j)、UH-60JA）の場合 図 ・大型機（CH-47）の場合 図 ②離着地点の地盤は堅固で平坦であること 2) 着陸地点の設置物等 着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時には、着陸に必要な灯火施設を設置する。 図 3) 危害予防の措置 ①離着陸地帯への立入禁止 離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入りを禁止する。

改 訂 前	改 訂 後
②防塵措置 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。 4 災害派遣部隊の撤収要請-----【市(総務部)、県】 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。 5 経費の負担-----【市(総務部)】 自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費は概ね次のとおりである。 【災害派遣依頼者が負担する経費】 (1) 派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上げ料及び修繕費 (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料 (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱水費・電話料等 (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く。)の補償 なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議する。 ■資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」	②防塵措置 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。 4 災害派遣部隊の撤収要請-----【県、市(総務部)】 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した時は、速やかに県知事に対して撤収要請を要求する。 5 経費の負担-----【市(総務部)】 自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、要求者が負担する経費は概ね次のとおりである。 ①派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上げ料及び修繕費 ②派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料 ③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等 ④派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く。)の補償 なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議する。 ■ 資料編 「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」

改 訂 前	改 訂 後
■資料編「自衛隊活動拠点候補地一覧」	■ 資料編 「自衛隊活動拠点候補地一覧」
第2 応援要請・受入体制の確保 ■ 基本事項 1 趣旨 市は、市内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。 2 留意点 (1) 広域的な相互応援の実施 大規模災害時には、被災地の地方公共団体ですべて対策を行うことは困難であり、また隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、隣接する都県、市町のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援を実施することが必要である。 (2) 密接な情報交換 震災時の相互応援を効果的に実施するために、市は、平常	第2 応援要請・受入体制の確保 ■ 基本事項 1 趣 旨 市は、市内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。 2 留意事項 (1) 広域的な相互応援・受援体制の整備 大規模災害時には、被災地の地方公共団体ですべて対策を行うことは困難であり、また、隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、市は、近隣都県及び市町村のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援・受援を円滑に実施するために必要な応援・受援の関する計画・マニュアルの作成、組織の確立及び訓練による習熟に努めることが必要である。 (2) 密接な情報交換 災害時の相互応援を効果的に実施するために、市は、平常

改 訂 前	改 訂 後
時より他都道府県・市町村等と応援要請・受入体制等についての情報交換を密接に行う必要がある。 (3) 応援手続きの迅速化 応援要請実施の判断等を迅速に行うためには、市は地震被害の的確な把握を速やかに行う必要があるため、被害情報の収集・伝達体制の整備が重要となる。 3 活動項目 1 県等への応援要請 2 応援受入体制の確保 3 消防機関の応援要請・受入体制の確保 ■ 対策 1 県等への応援要請 (1) 他市町への要請-----【市(総務部)、応援受入れ市町】 市長は、市の地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町長に対し応援要請を行う。	時より他都道府県・市町村等と応援要請・受入れ体制等についての情報交換を密接に行う必要がある。 (3) 応援手続きの迅速化 市は、応援要請実施の判断等を迅速に行うため、被害の的確な把握を速やかに行うことができるよう被害情報の収集・伝達体制を整備することが重要である。 3 対策項目 1 県等への応援要請 2 応援受入体制の確保 3 消防機関の応援要請・受入体制の確保 ■ 対 策 1 県等への応援要請 (1) 他市町村への要請-----【市(総務部)、他市町村】 市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。 応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものと

改 訂 前	改 訂 後
(2) 県への応援要請または職員派遣のあつせん----- -----【市(総務部)、県】 市長は、県知事または指定地方行政機関等に応援または職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。 ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。 1) 応援要請時に記載する事項 【応援要請時に記載する事項】 ア 災害の状況 イ 応援(応急措置の実施)を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) カ その他必要な事項 2) 職員派遣あつせん時に記載する事項	する。 応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。 (2) 県への応援要請または職員派遣のあつせん----- -----【県、市(総務部)】 市長は、県知事(または指定地方行政機関等)に応援または職員派遣のあつせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。 ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。 1) 応援要請時に記載する事項 ①災害の状況 ②応援(応急措置の実施)を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援(応急措置の実施)を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) ⑥その他必要な事項 2) 職員派遣あつせん時に記載する事項

改 訂 前	改 訂 後
【職員派遣あっせん時に記載する事項】 ア 派遣のあっせんを求める理由 イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 (3) 国の機関に対する職員派遣の要請-----【市(総務部)、国】 市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。 【記載事項】 ①派遣を要請する理由 ②派遣を要請する職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣について必要な事項 (4) 民間団体等に対する要請-----【市(総務部)、民間団体】 市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。 2 応援受入体制の確保 (1) 連絡体制の確保-----【市(各部)】	①派遣のあっせんを求める理由 ②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 (3) 国の機関に対する職員派遣の要請-----【国、市(総務部)】 市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。 ①派遣を要請する理由 ②派遣を要請する職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣について必要な事項 (4) 民間団体等に対する要請-----【市(総務部)、各公共団体】 市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。 2 応援受入体制の確保 (1) 連絡体制の確保-----【市(各部)】

改 訂 前	改 訂 後
市長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。 (2) 受入体制の確保-----【市(総務部)】 1) 連絡窓口の明確化 市長は、国及び関係都道府県・市町等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。 2) 受入施設の整備 市長は、国及び関係都道府県・市町等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。	市長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。 (2) 受入体制の確保-----【市(総務部)】 1) 連絡・調整窓口の明確化 市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。 2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制の整備 市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資器材及び受け入れるための施設等を整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。 3) 海外からの支援の受入れ 市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

改 訂 前	改 訂 後
(3) 経費の負担-----【市(総務部)】 応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。 【経費の負担（応援を受けた地方公共団体）】 1) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費 2) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等 また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。	(3) 経費の負担-----【市(総務部)】 応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた本市が負担する。 ①職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費 ②応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等 また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従う。
3 消防機関の応援要請・受入体制の確保 (1) 応援要請―【市(総務部)、下妻消防署、応援受入れ消防機関】 市は、市の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。 【応援派遣要請を必要とする災害規模】 1) 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害 2) 災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶ恐れのある災害 3) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害 4) 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である	3 消防機関の応援要請・受入体制の確保 (1) 応援要請-----【市(総務部)、下妻消防署、他消防機関】 市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。 【応援派遣要請を必要とする災害規模】 ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害 ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害 ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害 ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災

改訂前	改訂後
災害 5) その他応援派遣要請の必要があると判断される災害 (2) 応援受入体制の確保-----【市(各部)、下妻消防署】 1) 受入窓口の明確化 消防応援の受入窓口は、原則的に市または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部とする。 2) 受入施設の整備 市長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。 3) 応援隊との連携 指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。 【消防応援活動】 ①災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置) ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議) ③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供(公園等) ④消防活動資機材の調達・提供	害 ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害 (2) 応援受入体制の確保-----【市(総務部)、下妻消防署】 1) 受入窓口の明確化 消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部本部班とする。 2) 応援隊等の受入体制の整備 市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。 3) 応援隊との連携 指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を行う。 【応援隊との連携を容易にするための措置事項】 ①災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置) ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議) ③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供(公園等) ④消防活動資機材の調達・提供

改 訂 前	改 訂 後
4) 経費負担 応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。	4) 経費負担 応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。
第3 他市町村被災時の応援 ■基本事項 1 趣旨 他市町村で発生した地震において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。 2 留意点 (1) 密接な情報交換 震災時の他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応援についての情報交換を密接に行うことが必要である。 (2) 被害情報の収集・伝達体制の整備 応援実施の判断等を迅速に行うためには、他市町村との被害情報の収集・伝達体制の整備が必要である。 (3) 職員派遣の際の自己完結型体制の整備 被災地に職員を派遣する際、派遣先から援助をうけること	第3 他市町村被災時の応援 ■基本事項 1 趣 旨 他市町村で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、災害時相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。 2 留意事項 (1) 密接な情報交換 災害時の他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時より他市町村と応援についての情報交換を密接に行うことが必要である。 (2) 被害情報の収集・伝達体制の整備 応援実施の判断等を迅速に行うためには、他市町村との被害情報の収集・伝達体制の整備が必要である。 (3) 職員派遣の際の自己完結型体制の整備 被災地に職員を派遣する際、派遣先から援助を受けること

改 訂 前	改 訂 後
のないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制であることが必要である。	のないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制であることが必要である。
3 活動項目	(4) 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定 市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 3 対策項目
1 他市町村への応援・派遣	他市町村への応援・派遣
■ 対策 1 他市町村への応援・派遣 他市町村において地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時相互応援協定に基づき、他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援をすることができるものとする。	■ 対 策 1 他市町村への応援・派遣 他市町村において災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難なため応援要請がされた場合は、災対法及び災害時相互応援協定に基づき、他市町村に対し応援を実施する。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援を実施する。
(1) 支援対策本部の設置-----【市(総務部)】 他市町村において地震等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調	(1) 支援対策本部の設置-----【市(総務部)】 他市町村において地震等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調

改 訂 前	改 訂 後
整を行うものとする。 (2) 被害情報の収集-----【支援対策本部】 支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。 (3) 応援の実施-----【支援対策本部】 支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。 (4) 被災者受入れ施設の提供等-----【支援対策本部】 支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。	整を行うものとする。 (2) 被害情報の収集-----【支援対策本部】 支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。 (3) 応援の実施-----【支援対策本部】 支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。 (4) 被災者受入れ施設の提供等-----【支援対策本部】 支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。

改 訂 前	改 訂 後
第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第1 警備対策 ■ 基本事項 1 趣旨 大規模地震災害が発生した場合には、関係機関による震災応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、地震災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。 発災時の市に係る警察事務に関しては、下妻警察署の災害時警備計画に記されており、この計画に沿って警備対策を行う。 2 留意点 (1) 初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助及び必要な交通規制を行う。 (2) 初期的段階以降は、交通の秩序回復、犯罪の予防等各種地域安全活動、人心の安心を図るための広報及び情報活動に当たる。 (3) 関係機関の行う救援復旧活動及び防災活動に対しては、必要	第3章 地震災害応急対策計画 第4節 被害軽減対策 第1 警備対策 ■ 基本事項 1 趣 旨 大規模災害が発生した場合には、防災関係機関による応急対策及び復旧・復興対策を迅速・的確に推進し、地震災害から市民の生命、身体、財産を保護することが極めて重要である。 発災時の市に係る警察事務に関しては、下妻警察署の災害時警備計画に記されており、この計画に沿って警備対策を行う。 2 留意事項 (1) 初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに、人命の保護を第一とし、避難誘導、負傷者等の救出救助及び必要な交通規制を行う。 (2) 初期的段階以降は、交通の秩序回復、犯罪の予防等各種地域安全活動、人心の安心を図るための広報及び情報活動にあたる。 (3) 関係機関の行う救援復旧活動及び防災活動に対しては、必要

改 訂 前	改 訂 後
により所要の警備要員または部隊を派遣して協力支援する。	により所要の警備要員または部隊を派遣して協力支援する。
3 活動項目 1 警備体制 2 警備の実施 3 警備活動に対する援助要請	3 対策項目 1 警備体制 2 警備の実施 3 警備活動に対する援助要請
■ 対策 1 警備体制-----【県警察本部、下妻警察署】 (1) 警備本部の設置 大震災が発生したときは、県警察本部に大震災警備本部を、下妻警察署には下妻警察署警備本部を設置し指揮体制を確立する。 (2) 警備要員の参集、招集 別に定める「茨城県警察大震災警備計画」及び「下妻警察署災害警備計画」による。 (3) 警備部隊の編成及び配置運用 別に定める「茨城県警察大震災警備計画」及び「下妻警察署災害警備計画」による。	■ 対 策 1 警備体制-----【県警察本部、下妻警察署】 (1) 職員の参集、招集 別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「下妻警察署災害警備計画」による。 (2) 警備本部の設置 大規模な災害が発生した時は、県警察本部に警備本部を、下妻警察署には下妻警察署警備本部を設置し指揮体制を確立する。 (3) 警備部隊の編成及び配置運用 別に定める「茨城県警察災害警備計画」及び「下妻警察署災害警備計画」による。
2 警備の実施-----【県警察本部、下妻警察署】	2 警備の実施-----【県警察本部、下妻警察署】

改 訂 前	改 訂 後
(1) 被害実態の把握 被害実態の把握は、次の事項について行う。 1) 初期的段階における被害実態の把握 【被害実態の把握内容】 ①火災の発生状況 ②死傷者等人的被害の発生状況 ③家屋等の倒壊等建物被害の状況 ④住民の避難状況 ⑤主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況 ⑥危険物貯蔵所等及び重要施設の被害状況 ⑦電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況 ⑧堤防・護岸等の損壊状況 2) 初期的段階以降 【被害実態の把握内容】 ①被災者の動向 ②被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況 ③被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し ④電気・水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し ⑤市町村・日赤・病院等の救護対策の状況 (2) 救出救助 救出救助は被害の状況に応じて、次により実施する。	(1) 被害状況の把握 被害状況の把握は、次の事項について行う。 1) 初期的段階における被害状況の把握 【把握事項】 ①火災の発生状況 ②死傷者等人的被害の発生状況 ③家屋等の倒壊等建物被害の状況 ④住民の避難状況 ⑤主要道路、橋梁及び鉄道の被害状況 ⑥危険物貯蔵所等及び重要施設の被害状況 ⑦電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの被害状況 ⑧堤防・護岸等の損壊状況 2) 初期的段階以降における被害状況の把握 【把握事項】 ①被災者の動向 ②被災地・避難所等の被害状況及び流言飛語の状況 ③被災道路・橋梁及び鉄道の復旧状況及び見通し ④電気・上下水道・ガス及び通信施設等ライフラインの復旧状況及び見通し ⑤市町村・日本赤十字社・病院等の救護対策の状況 (2) 救出救助活動等 大規模な地震発生時等において、速やかに所要の部隊を編成

改 訂 前	改 訂 後
1) 救出救助措置 【救出救助措置】 ①救出した負傷者は、応急措置をした後、救急隊、日赤救護班等関係防災機関に引継ぎ、病院に収容する。 ②倒壊家屋等からの救出に当たっては、現場の資機材等を活用して二次災害の防止措置を講じ、救出する。 2) 装備資機材の活用 現有装備資機材を有効に活用するほか、建設機材保有業者の協力を得て、迅速かつ効果的に行う。 (3) 避難誘導 1) 避難誘導措置 避難誘導は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。 【避難誘導措置】 ①大火の発生等が予想されるときは、避難行動要支援者を優先して安全な避難場所に避難させる。 ②避難対象地域が広域にわたるときは、危険性の高い地域から避難誘導する。 ③町内会、自治会、事業所等の組織を単位として、統制ある避難誘導を行う。 ④病院、学校、デパートその他多数人が集合する施設においては、管理者等の誘導による避難を原則とする。ただ	し、人命を最優先とした被災者の救出救助活動及び行方不明者の搜索活動を実施する。 また、災害の種別、規模等に応じて必要があると認める時は、市と連携して被災地域に居住する住民の安否確認活動を実施する。 (3) 避難誘導等 避難誘導等は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。 1) 避難情報発令時の措置 市長が避難情報を発令した時は、被災地及びその周辺の災害危険箇所等の現状を把握した上で、安全な避難経路を選定し、市及び消防の職員等と連携及び協力の上、避難誘導、広報等を実施する。 また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険を伴う場合は、屋内での安全確保の措置を考慮する。 2) 雑踏事故等予想時の措置 大規模な地震発生時等において、鉄道の途絶、道路の寸断等により、駅、大規模集客施設等に帰宅困難者が集中的に滞留し、

改 訂 前	改 訂 後
し、火災の発生など危険が切迫しているときは、所要の部隊を派遣し、管理者等に協力して安全な場所へ誘導する。 2) 避難誘導時の広報 避難誘導に当たっては、被害の実態及び拡大予想、避難経路、避難場所について迅速な現場広報を行う。 (4) 交通対策 第3章 第4節 第3「緊急輸送」を準用する。 (5) 死体の検視、見分 1) 検視場所及び遺体安置場所の確保 検視は、市と協議し、または寺院等の協力を得て検視場所及び遺体安置場所を確保して行う。市は、検視場所及び遺体安置場所の提供・あっせんを行う。 2) 関係機関の協力確保 検視は、日本法医学会、日本法歯科医学会、茨城県医師会警	雑踏事故等の発生が予想される時は、施設等の管理者及び防災関係機関の職員と連携及び協力の上、入場規制、避難所等への誘導、広報等を実施する。 3) 災害危険箇所における災害発生時の措置 災害危険箇所等について、災害発生が予想される時は、市災害対策本部に連絡し、避難情報の発令を促す。 4) 通報受理時の措置 災害危険箇所等の管理者等から災害発生等の通報を受けた時は、滞在者及び周辺住民の避難誘導、交通規制、立入禁止措置等被害の拡大を防止するための措置を講ずる。 5) 危険性切迫時の措置 災害発生の危険性が切迫している時は、法令（警察官職務執行法）に規定する避難等の措置を講ずる。 (4) 交通対策 第3章 第4節 第3「緊急輸送」を準用する。 (5) 死体の見分及び検視 大規模な地震発生時等における死体の見分及び検視については、消防及び市等と協力の上、法令等に基づき、迅速かつ的確な措置に努める。 その他、細部は、第3章 第7節 第5「行方不明者の捜索」による。

改 訂 前	改 訂 後
察医会及び茨城県警察歯科医会、市町村長その他関係機関の協力を得て行う。 3) 身元不明死体の措置 身元不明死体は見分後、所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影するとともに遺品を保存して、事後に身元確認ができる措置を取り、関係機関に引き継ぐ。 (6) 地域安全対策 被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗するなどの各種犯罪の予防活動等を次により実施する。 1) 犯罪の予防等 ①地域安全情報の収集、提供 被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望など各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。 ②地域安全活動 ア 警戒警備の強化 被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食料、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。 イ 警察安全相談所の開設 必要により警察安全相談所を開設し、避難行動要支援	(6) 地域安全対策 被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗するなどの各種犯罪の予防活動等を次により実施する。 1) 犯罪の予防等 ①地域安全情報の収集、提供 被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望など、各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努める。 ②地域安全活動 ア 被災地及びその周辺における警戒活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食料、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的な警戒活動を行う。 イ 必要により警察安全相談所を開設し、避難行動要支援者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

改 訂 前	改 訂 後
者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。 2) 行方不明者の調査及び迷子等の保護 ①行方不明者相談所の開設 必要に応じ、警察署及び交番その他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び要保護者等の保護に関する相談活動を行う。 ②要保護者等の措置 ア 要保護者を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。 イ 保護した要保護者のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所、病院その他の適当な機関もしくは施設に通告し、または引き継ぐ。 ③行方不明者に関する届出を受理したときの措置 ア 行方不明者に関する届出を受理したときは、避難所、病院その他関係機関または施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。 イ 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行	2) 行方不明者の調査及び迷子等の保護 ①行方不明者相談所の開設 必要に応じ、警察署及び交番その他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び要保護者等の保護に関する相談活動を行う。 ②要保護者等の措置 ア 要保護者を保護した時は、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。 イ 保護した要保護者のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所、病院その他の適当な機関もしくは施設に通告し、または引き継ぐ。 ③行方不明者に関する届出を受理したときの措置 ア 行方不明者に関する届出を受理した時は、避難所、病院その他関係機関または施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。 イ 行方不明者が多数に及ぶ時は、必要により部隊を編成し、被災地域を重点とした大規模な捜索活動を行い、

改 訂 前	改 訂 後
方不明者の発見に努める。 3) 流言飛語に対する措置 災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努める。 (7) 保安対策 1) 危険物等に対する措置 【危険物等に対する措置】 ①鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。 ②石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域(警戒線)内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。 2) 経済事犯等に対する措置 商品の買占め、不当高価販売、土地家屋等の賃貸若しくは所	行方不明者の発見に努める。 3) 流言飛語に対する措置 災害の発生時には流言飛語が発生して人心の不安を招くほか、各種犯罪を誘発する要因ともなることから、被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努める。 (7) 保安対策 1) 危険物等への対策 火薬類、高圧ガス、石油類等の貯蔵、または取扱施設において、事故の発生、または発生のおそれがある時は、防災関係機関と連携を図るほか、所要の部隊を派遣して周辺住民の避難、警戒線の設定等の危険予防措置を講ずる。 2) 各種犯罪への対策 大規模な地震発生後速やかに、所要の部隊を編成し、被災地の混乱に乗じた各種犯罪の予防、警戒、取締り等を実施する。

改 訂 前	改 訂 後
有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、生活経済事犯をめぐる情報の収集、主管行政機関との連絡を緊密に行うほか、悪質経済事犯については重点的な取締りを行う。 (8) 関係防災機関に対する協力 1) 消防活動に対する協力 火災発生等の場合における消防自動車の通行の確保、警戒区域(警戒線)の設定等に当たっては、警備要員を派遣して協力する。 2) 水防活動に対する協力 堤防、護岸の決壊・亀裂等が発生した場合は、必要な警備要員を派遣し、水防関係車両の優先通行及び警戒区域内の立入り禁止の措置を行うとともに、水防活動に協力する。 3) その他 関係防災機関が行う防疫、緊急物資及び救援物資の輸送、道路の応急復旧、救護等の活動に対しては、必要により所要の警備要員または部隊を派遣して側面から支援する。 3 警備活動に対する援助要請-----【下妻警察署】 (1) 県警及び他の警察署に対する援助要請 災害の規模が大きく、署内の警備要員、車両及び資機材をもって対処できないときは、茨城県警察または他の警察署に対し広域緊急援助隊の派遣等警察法第 60 条第 1 項の規定による援助要請を行う。	(8) 防災関係機関に対する協力 1) 消防活動に対する協力 火災発生等の場合における消防自動車の通行の確保、警戒区域(警戒線)の設定等に当たっては、警備要員を派遣して協力する。 2) 水防活動に対する協力 堤防、護岸の決壊・亀裂等が発生した場合は、必要な警備要員を派遣し、水防関係車両の優先通行及び警戒区域内の立入り禁止の措置を行うとともに、水防活動に協力する。 3) その他 防災関係機関が行う防疫、緊急物資及び救援物資の輸送、道路の応急復旧、救護等の活動に対しては、必要により所要の警備要員または部隊を派遣して側面から支援する。 3 警備活動に対する援助要求---【県警察本部、下妻警察署】 (1) 他の都道府県警に対する援助要求 災害の規模が大きく、被災地域内の警備要員、車両及び資機材をもって対処できない時は、茨城県警察本部を通じて警察庁または他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊(広域緊急援助隊)の派遣等警察法第 60 条第 1 項の規定による援助要求を

改 訂 前	改 訂 後
(2) 関係機関に対する援助要請 警備実施上必要があるときは、関係機関に援助要請を行う。 この場合、自衛隊に対しては、茨城県災害対策本部を通じて行い、その他の機関に対しては当該機関に対し直接行う。	行う。 (2) 防災関係機関に対する援助要請 警備実施上必要がある時は、防災関係機関に援助要請を行う。この場合、自衛隊に対しては、県災害対策本部を通じて行い、その他の防災関係機関に対しては当該機関に対し直接行う。
第2 避難勧告・指示・誘導 ■ 基本事項 1 趣旨 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示及び避難準備(避難行動要支援者避難)情報(一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報という。)等の提供を行い、また安全に誘導して未然に被害をくいとめるものとする。 2 留意点 (1) 迅速かつ的確な情報収集	第2 避難指示、誘導 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は防災関係機関の協力を得て、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また、安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。 2 留意事項 (1) 迅速かつ的確な情報収集

改 訂 前	改 訂 後
避難の勧告または指示の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの関係機関の連携を密にして情報の遺漏がないようにする必要がある。 (2) 関係機関の協力 混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底をはかることが必要である。 (3) 避難行動要支援者に配慮した避難誘導 避難は近隣住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への配慮が必要である。 3 活動項目 1 避難の準備情報・勧告・指示 2 警戒区域の設定 3 避難の誘導	避難情報発令の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの防災関係機関との連携を密にして情報収集に遺漏がないようにする必要がある。 (2) 防災関係機関の協力 混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。 (3) 要配慮者に配慮した避難誘導 避難は地域住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。 3 対策項目 1 避難情報の発令 2 警戒区域の設定 3 避難の誘導 4 指定緊急避難場所

改 訂 前	改 訂 後												
■ 対策 1 避難の準備情報・勧告・指示 (1) 避難が必要となる災害 地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難勧告・指示を行う。 また、必要に応じ、避難準備（避難行動要支援者避難）情報を適切に出すように努める。 【避難が必要となる災害】 <table border="1"> <tr> <td>・余震による建物倒壊</td><td>・崖崩れ、地すべり</td></tr> <tr> <td>・地震水害（河川、ため池等）</td><td>・延焼火災</td></tr> <tr> <td>・危険物漏洩（劇毒物、爆発物）</td><td>・その他</td></tr> </table> (2) 避難の勧告・指示・避難準備（災害時要援護者避難）情報――【市（総務部、保健福祉部）、県、下妻警察署、自衛隊】 市長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに避難及び立ち退きの勧告または指示を行う。	・余震による建物倒壊	・崖崩れ、地すべり	・地震水害（河川、ため池等）	・延焼火災	・危険物漏洩（劇毒物、爆発物）	・その他	5 広域避難（広域一時滞在） ■ 対策 1 避難情報の発令 (1) 避難が必要となる災害 地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適時適切に避難指示等を伝達する。 また、必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。 <table border="1"> <tr> <td>・地震による建物倒壊</td><td>・がけ崩れ、地すべり</td></tr> <tr> <td>・地震水害（河川、ため池等）</td><td>・延焼火災</td></tr> <tr> <td>・危険物漏洩えい（毒劇物、爆発物）</td><td>・その他</td></tr> </table> (2) 避難情報の発令 ――【県、市（総務部、保健福祉部）、下妻警察署、自衛隊】 市長は、火災、がけ崩れ、ため池の決壊、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認める時は、危険地域の住民に対し、速やかに避難及び立ち退きの指示等を行う。	・地震による建物倒壊	・がけ崩れ、地すべり	・地震水害（河川、ため池等）	・延焼火災	・危険物漏洩えい（毒劇物、爆発物）	・その他
・余震による建物倒壊	・崖崩れ、地すべり												
・地震水害（河川、ため池等）	・延焼火災												
・危険物漏洩（劇毒物、爆発物）	・その他												
・地震による建物倒壊	・がけ崩れ、地すべり												
・地震水害（河川、ため池等）	・延焼火災												
・危険物漏洩えい（毒劇物、爆発物）	・その他												

改 訂 前	改 訂 後
また、市長は、必要に応じ、立ち退きの勧告または指示の前の段階で、住民に立ち退きの準備、または立ち退きに時間を要する者に対して立ち退きを適切に促すよう努める。 なお、市長がその任に当たることができない場合は警察官が、警察官がその任に当たることができない場合は自衛官がそれぞれ代替する。	また、市長は、必要に応じ、立退きの指示等の前の段階で、住民に立退きの準備、または立退きに時間を要する者に対して早期に立退きを実施するよう促す。 なお、市は、避難情報を発令する際に、国または県に必要な助言を求めることができる。 また、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 1) 警察官 警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認める時、または市長から要求があった時、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時は、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示するものとする。 2) 自衛官 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない時は、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

改 訂 前				改 訂 後		
【避難準備情報・勧告・指示の基準】				【避難情報と居住者等がとるべき行動等】		
種別	条件	伝達内容	伝達方法	避難情報等	発令される状況	とるべき行動等
避難準備情報	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	①発令者 ②避難準備の理由 ③避難対処地域 ④避難先 ⑤その他必要事項	①広報車 ②職員等による口頭 ③報道機関 ④防災行政無線	警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
				警戒レベル4 避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
				警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保
避難勧告	当該地域または建築物等に災害が発生する恐れがある場合。	①勧告者 ②避難理由 ③避難対処地域 ④避難先 ⑤その他必要事項	①広報車 ②職員等による口頭 ③報道機関 ④防災行政無線			
避難指示	条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合または災害が発生し、現場に残留者がある場合。	避難勧告に同じ	上記に加え、サイレン、警鐘等を併用			
【避難準備情報・勧告・指示者】				【避難情報の発令者】		
勧告・指示者	勧告・指示を行う要件	根拠法令		発令実施者	発令の要件	根拠法令
市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、勧告または指示を行う	災害対策基本法第60条		市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる時	災害対策基本法第60条
				県知事	・市がその全部または大部分の	

第3章 地震災害応急対策計画

下妻市地域防災計画 地震災害対策計画編 新旧対照表

改 訂 前			改 訂 後		
	う。			事務を行うことができなくなった時	
知事	・市長が勧告または指示を行うことができなくなったとき。		警察官	・市長が指示できないと認める時 ・市長から要求があった時 ・住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
警察官	・市長から要請があったとき。 ・市長が避難の指示をできないと認められ、なおかつ指示が急を要するとき。 ・人の生命、身体に危険を及ぼし、または財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	自衛官	・（災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官）危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない時	自衛隊法第94条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条	消防長または消防署長	・ガス、火薬等事故の火災により、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる時	消防法第23条の2
消防職員	・消防長または消防署長は、火災の拡大またはガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認められるとき。	消防法第23条の2	水防管理者	・洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる時	水防法第29条
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第29条			
(3) 避難・勧告・指示避難準備（災害時要援護者避難）情報の内			(3) 避難情報の内容-----【市（総務部）、下妻警察署、自衛官】		

改 訂 前	改 訂 後
容-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】 避難の勧告または指示及び避難準備（避難行動要支援者避難）情報は、次の内容を明示して実施する。 【避難準備情報・勧告・指示の内容】 1) 要避難(準備)対象地域 2) 避難先及び避難経路 3) 避難勧告または指示及び避難準備の理由 4) その他必要な事項 (4) 避難措置の周知-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】 避難の勧告または指示をした者及び避難準備（避難行動要支援者避難）情報を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。 1) 住民への周知徹底 避難の勧告または指示をした者及び避難準備（避難行動要支援者避難）情報を出した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書(点字版を含む)や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。	避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の発令は、次の内容を明示して実施する。 ①要避難（準備）対象地域 ②避難先及び避難経路 ③避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の発令避難の勧告または避難指示（緊急）及び避難準備・高齢者等避難開始の理由 ④その他必要な事項 (4) 避難措置の周知-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】 1) 住民への周知徹底 避難情報を発令した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、次により周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。 ①直接的な周知として、市防災行政無線、広報車、Ｌアラート、ホームページ及びメール等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

改 訂 前	改 訂 後
【避難行動要支援者を含めた住民への周知徹底】 ①直接的な周知として、市防災行政無線、広報車等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。 ②報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、避難行動要支援者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。 2) 関係機関相互の連絡 避難の勧告または指示、及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。 2 警戒区域の設定 (1) 警戒区域の設定-----【市(総務部)、下妻消防署】 市長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止または退去を命ずる。なお、市長がその任に当たることのできない場合は警察官が、警察官がその任	②間接的な周知として、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等により広報する。また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。 2) 防災関係機関相互の連絡 避難情報を発令及び解除した者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報の混乱を未然に防止を図る。 また、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。 2 警戒区域の設定 (1) 警戒区域の設定-----【市(総務部)、下妻消防署】 市長は、避難が必要となる災害の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。 1) 警察官

改 訂 前			改 訂 後		
に当たることができない場合は自衛官がそれぞれ代替する。 この場合は、事後に市長に対して通知する。 消防職員は、水防活動を妨げないよう、消防または水防関係者以外を現場に近づけないよう措置をすることができる。			市長またはその職権を行う吏員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。 2) 自衛官 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。 3) 消防職員 消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる（消防法第28条及び水防法第21条）。		
【警戒区域設定者】			【警戒区域設定者】		
設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令	設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令
市長	・警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者について、警戒区域への立ち入りを制限、禁止または退去を命ずる。	災害対策基本法第63条	市長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時	災害対策基本法第63条
警察官	・市長またはその職権を行う吏員がいない場合、またはこれらの者から要請があった場合、市長の権限を代行する。この場合、直ちに市長に対して通知する。	災害対策基本法第63条	警察官	市長もしくはその委任を受けて法令に規定する市長の職権を行なう市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時	災害対策基本法第63条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長またはその職権を行う吏員や警察官がいない場合に限り、市長権限を代行する。この場合、直ちに市長に対	災害対策基本法第63条	自衛官	（災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官）市長その他法令に規定する市長の職権を行うことができる市職員や警察官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条
			消防職員	火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区	消防法第28条

改 訂 前			改 訂 後		
	して通知する。			域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止もしくは制限することができる。	
消防職員	・ 消防活動を確保するために、消防関係者以外の者を現場近くに近づけないように措置することができる。	消防法第 28 条			
水防管理者	・ 水防活動を確保するために、水防関係者以外の者を現場近くに近づけないように措置することができる。	水防法第 21 条	水防管理者	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条
(2) 警戒区域設定の周知-----【市(総務部)】 市長は、避難の勧告または指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。			(2) 警戒区域設定の周知----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】 警戒区域の設定を行った者は、避難情報と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。		
3 避難の誘導			3 避難の誘導		
(1) 避難誘導の方法----- -----【市(総務部、保健福祉部)、下妻警察署、下妻消防署】 市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。 特に、避難行動要支援者が避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。			(1) 避難誘導の方法----- -----【市(総務部、保健福祉部)、下妻警察署、下妻消防署】 市、警察、その他が行う避難誘導は、市民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。 特に、要配慮者が円滑に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。		

改 訂 前	改 訂 後
【避難誘導の留意点】 1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。 2) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。 3) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。 4) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障がい者等避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。 5) 避難誘導は収容先での救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。	1) 指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること 2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること 3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること 4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること 5) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障がい者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること 6) 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治区等の単位で行うこと
(2) 住民の避難対応-----【住民】 1) 避難の優先 避難にあたっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難を優先する。 2) 携行品の制限 緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)、手拭、チリ紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。	(2) 住民の避難対応-----【住民】 1) 避難の優先 避難にあたっては、病弱者、高齢者（WHOでは65歳以上と定義）、障がい者等の避難を優先する。 2) 携行品の一例 緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)、タオル、ティッシュペーパー、マスク等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

改 訂 前	改 訂 後
	4 指定緊急避難場所-----【市(総務部)】 市は、災害発生時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。 5 広域避難（広域一時滞在）-----【国、県、市(総務部)】 市は、市域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 また、市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合においては、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがない時は、市町村の要求を待つことなく、広域一時滞在のための要求協議を市に代わって行うものとする。 国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための

改 訂 前	改 訂 後
	協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市から要求を待ついとまがない時は、市の要求を待つことなく、県に代わって、国が広域一時滞在のための協議を行うものとする。
第3 緊急輸送 ■ 基本事項 1 趣旨 災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。 このため、震災時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、輸送車両等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。 2 留意点 (1) 迅速な道路被害状況等の収集 緊急輸送道路の各管理者は、迅速に緊急輸送道路の応急復旧に着手することから、地震発生後、関係機関と協力すると	第3 緊急輸送 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。 このため、市は災害時の緊急輸送を効率的に行うため、防災関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、必要に応じて啓開作業を行う。また、人員及び物資の輸送についての調整、輸送車両等の確保及び救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。 2 留意事項 (1) 迅速な道路被害状況等の収集 緊急輸送道路の各管理者は、迅速に緊急輸送道路の応急復旧に着手することから、災害発生後、防災関係機関と協力

改 訂 前	改 訂 後
ともに、交通情報提供者、トライアル車等を効果的に活用し、迅速に緊急輸送道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。 (2) 人員及び資機材等の確保のための関連業界等との協力体制の強化 震災時の緊急輸送活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図っておくことが必要である。 (3) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築 道路、河川・ヘリポート等を総合的に活用し、震災対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図ることが必要である。また、震災時の物流拠点となる施設については、このような輸送手段の連結性を考慮し、整備を進めていくことが必要である。	し、また、交通情報提供者、トライアル車等を効果的に活用して、迅速に緊急輸送道路及び沿道の被害状況等を収集することが必要である。 (2) 人員及び資機材等の確保のための建設業者等との協力体制の強化 道路管理者等は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案しておくものとする。 (3) 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築 各種災害応急対策を円滑かつ効果的に推進するためには、道路、河川、ヘリポート等を活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備などによる総合的な輸送体制を構築することが必要である。また、災害時の物流拠点となる施設については、このような輸送手段の連結性を考慮して整備を進めていくことが必要である。 (4) 運送事業者等との連携体制の整備 実際の緊急輸送にあたっては、県や市の物資調整業務等への運送事業者等の参加や、運送事業者等との協定などを通じて、物資輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の

改 訂 前	改 訂 後
(4) 隣接県警察及び関係機関との連携 緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、隣接県警察、防災関係機関、道路管理者、市町等と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。 (5) 交通規制に関する情報の住民に対する周知措置 一般車両等の混乱を防止するため、 1) 緊急交通路指定路線及び震災発生時の交通規制内容 2) 震災発生時における運転者の採るべき措置等について、各種広報媒体、パンフレット等により、広く住民に知らせることが必要である。 3 活動項目 1 緊急輸送の実施 2 緊急輸送道路の確保 3 輸送車両、ヘリコプターの確保 4 緊急輸送状況の把握 5 交通規制	実施、物資の輸送拠点としての運送事業者等の施設の活用に努めることが必要である。 (5) 隣接県警察及び防災関係機関との連携 緊急交通路における交通規制等が迅速・的確に実施できるよう、隣接県警察、防災関係機関、道路管理者、隣接市町等と平常時から連絡を密にし、有事における協力体制を確立しておくことが必要である。 (6) 交通規制に関する情報の市民に対する周知措置 一般車両等の混乱を防止するため、 ①緊急交通路指定路線及び災害発生時の交通規制内容 ②災害発生時における運転者の採るべき措置 等について、各種広報媒体、パンフレット等により、広く市民に知らせることが必要である。 3 対策項目 1 緊急輸送の実施 2 緊急輸送道路の確保 3 輸送車両、ヘリコプターの確保 4 緊急輸送状況の把握 5 交通規制

改 訂 前	改 訂 後
■ 対策 1 緊急輸送の実施 緊急輸送は次の優先順位に従って行う。 (1) 総括的に優先されるもの 【緊急輸送の優先順位】 1) 人命の救助、安全の確保 2) 被害の拡大防止 3) 災害応急対策の円滑な実施 (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの 1) 第1段階(地震発生直後の初動期) ①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 ④自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 2) 第2段階(応急対策活動期) ①前記1)の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資	■ 対 策 1 緊急輸送の実施 緊急輸送は次の優先順位に従って行う。 (1) 総括的に優先されるもの ①人命の救助、安全の確保 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施 (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの 1) 第1段階(災害発生直後の初動期) ①救助・救急活動、医療活動等人命救助に要する人員、物資 ②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ③被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 ④自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 2) 第2段階(応急対策活動期) ①前記1)の続行 ②食料、水等生命の維持に必要な物資

改 訂 前	改 訂 後
③傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資	③傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ④輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
3) 第3段階(復旧活動期)	3) 第3段階(復旧活動期)
①前記2)の続行 ②災害復旧に必要な人員、物資 ③生活用品 ④郵便物 ⑤廃棄物の搬出	①前記2)の続行 ②災害復旧に必要な人員、物資 ③生活用品 ④郵便物 ⑤廃棄物の搬出
2 緊急輸送道路の確保	2 緊急輸送道路の確保
(1) 被害状況の把握-----【市(経済建設部)、道路管理者】 市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。	(1) 被害状況の把握-----【市(建設部)、道路管理者】 市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、県防災ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害応急対策を実施する防災関係機関に対し調査結果を伝達する。また、防災関係機関に対して把握した道路の被害状況等の情報を提供するよう要請する。
(2) 緊急輸送道路啓開の実施-----【市(経済建設部)】 行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県工事事務所(常総工事事務所)に報告するとともに、所管する緊急輸送道路について	(2) 緊急輸送道路啓開の実施-----【市(経済建設部)】 市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木・工事事務所(常総工事事務所)に報告するとともに、所管する緊急輸送

改 訂 前	改 訂 後
は、啓開作業を実施する。 3 輸送車両、ヘリコプターの確保 (1) 車両、ヘリコプターの調達-----【市(各部)、県】 市は、事業者等との協定を締結し、車両・ヘリコプター等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。	道路については、啓開作業を実施する。 (3) 放置車両対策-----【市(総務部、建設部)、道路管理者】 市及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある時は、防災関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。 (4) 啓開資機材の確保-----【市(建設部)、道路管理者】 市及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保に努めるものとする。 3 輸送車両、ヘリコプターの確保 (1) 車両、ヘリコプターの調達-----【県、市(各部)】 県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認める時は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき物資または資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、必要な物資または資材の運送を要請するものとする。 市は、本計画に基づき、車両等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

改 訂 前	改 訂 後
(2) 輸送車両等の配車-----【市(各部)】 【輸送車両等の配車手続きの流れ】 1) 配車 各部への車両等の配分は災害の状況に応じて定める。 2) 配車手続き 各部は必要とする車両等の請求を総務部人事班に提出し、所要車両等を請求部局に引き渡す。 3) 料金の支払い 調達した車両等の料金については、総務部において支払い手続きを行う。	(2) 輸送車両等の配車-----【市(各部)】 輸送車両等の配車手続きの流れは、以下のとおり。 1) 配 車 各部への車両等の配分は、使用できる車両数及び実施する災害応急対策の緊急度や重要度等を勘案して定める。 2) 配車手続き 各部は必要とする車両等の請求を総務部財務班に提出し、総務部財務班は所要車両等を請求部局に引き渡す。 3) 料金の支払い 調達した車両等の料金については、総務部会計班において支払い手続きを行う。
(3) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）-----【緊急通行車両の実施責任者、県、県警察本部】 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。 【緊急通行車両の確認】 ①緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申請	(3) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）-----【県、県警察本部、市(総務部)】 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送及びその他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申請に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続きにより適正に交付する。 ①緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、県知事または県公安委員会に対し、緊急通行車両確認

改 訂 前	改 訂 後
書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。 ②前記により確認したときは、知事または県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。 ③交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は資料編「緊急通行車両確認証明書等」のとおりである。 ④県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前届け出の取扱について、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平時から周知に努める。	申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。 ②前記により確認した時は、県知事または県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者に対し、災対法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。 ③交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、資料編「緊急通行車両確認証明書等」のとおりである。 ④県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として届出があった場合、事前に審査し、災害時に速やかに標章等の交付を図るものとする。また、この事前届け出の取扱いについて、災害応急対策に携わる見込みのある者に対し、平常時から周知に努める。
4 緊急輸送状況の把握-----【市(各部)】 市は、発災時において県が収集する緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を入手し、関係各機関や緊急輸送主体からの問い合わせに対応できるよう努める。	4 緊急輸送状況の把握-----【市(各部)】 市は、緊急輸送道路・緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を、県及び関係機関等から入手してとりまとめ、各部で共有するとともに防災関係機関や緊急輸送主体からの問い合わせに対応できるよう努める。

改 訂 前	改 訂 後
5 交通規制 (1) 緊急応急対策期-----【下妻警察署】 1) 被災地への流入車両の制限 市は、震災発生直後において、県警と協力の上、次により、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。 【被災地への流入車両の制限】 ①第一次交通規制 被災地を中心とした概ね半径 20km の地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。 ②第二次交通規制 震災の規模の実態の把握、事態の推移等を勘案しながら、第一次交通規制実施後速やかに、被災地を中心とした概ね半径 40km の地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。 ③常磐自動車道対策 高速道路では、水戸 I C 以南については計測震度 5.0 以上、水戸 I C 以北については計測震度 4.5 以上の地震が発生した場合は、即時通行止めを実施するとともに、東日本高速道路株式会社（関東支社）と連携して、通行車両の緊急停止措置を実施する。	5 交通規制 (1) 初動期及び応急対策活動期-----【県警察本部、下妻警察署】 1) 被災地への流入車両の制限 災害発生直後において、速やかに被災地を中心としたおおむね 30 km 地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。

改訂前

2) 緊急交通路の交通規制

災害対策基本法に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次の通りである。

図

備考 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。

2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

なお、本市に係る緊急交通路指定予定路線は、次表のとおりである。

表 緊急交通路指定予定路線

地 区 別	路 線 名	備 考
土浦、つく	常磐道(国道6号)	(国道6号)は、常磐道使

改訂後

2) 緊急交通路の交通規制

災対法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止または制限する。同法の規定に基づく標識の様式は、次のとおりである。

図

備考 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。

2 縁線及び区分線の太さは、1 cm とする。

3 図示の長さの単位は、cm とする。

4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、または図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

なお、被災想定地区ごとの緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。

【緊急交通路指定予定路線】

常磐道、東関道、北関東道、圏央道、東水戸道路、常陸那珂道路、日立有料道路

改 訂 前			改 訂 後
ば地区	国道 125 号	用不能の場合に緊急交通路として指定する場合である。	
3) 区域指定による規制 災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。 4) 緊急交通路等における警察官等の措置 警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。 なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。 5) 広報活動 交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く市民に周知す			3) 区域指定による規制 災害状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。 4) 緊急交通路等における警察官等の措置 警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。 なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。 5) 広報活動 交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く市民に周知す

改 訂 前	改 訂 後
る。 (2) 復旧・復興期-----【下妻警察署】 1) 復旧・復興のための輸送路の交通規制 緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路(復旧、復興関連物資輸送ルート)として運用する。 この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する。 2) 災害応急対策期交通規制の見直し 緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。 3) 広報活動 復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて市民への周知を図る。 (3) 運転者のとるべき措置-----【運転者】 1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。	る。 (2) 復旧活動期-----【県警察本部、下妻警察署】 1) 復旧・復興のための輸送路の交通規制 緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興対策に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路(復旧、復興関連物資輸送ルート)として運用する。 この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止または制限する。 2) 応急対策活動期の交通規制の見直し 緊急交通路のほか、応急対策活動期から実施中の交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。 3) 広報活動 復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて市民への周知を図る。 (3) 運転者のとるべき措置-----【運転者】 1) 走行中の運転者がとるべき行動 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

改 訂 前	改 訂 後
■資料編 「緊急輸送車両確認証明書等」 【走行中の運転者がとるべき行動】 ①できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 ②停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ③車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。 ④駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 2) 避難のために車両を使用しないこと。 3) 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること。 【通行禁止区域等内の運転者がとるべき行動】 ①速やかに、車両を次の場所に移動させること。 ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたとき	①できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること ②停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること ③車両を置いて避難する時は、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと ④駐車する時は、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと 2) 車両による避難 避難のために車両を使用しない。 3) 通行禁止区域等内の運転者がとるべき行動 災対法に基づく交通規制が行われた時には、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止または制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。 ①速やかに、車両を次の場所に移動させること ⑦道路の区間を指定して交通の規制が行われた時は、

改 訂 前	改 訂 後
は、規制が行われている道路の区間以外の場所 イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所 ②速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ③通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。	規制が行われている道路の区間以外の場所 ①区域を指定して交通の規制が行われた時は、道路外の場所 ②速やかな移動が困難な時は、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること ③通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けた時は、その指示に従って車両を移動または駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができなかったりした時は、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。 ■ 資料編 「緊急輸送車両確認証明書等」
第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動 ■ 基本事項 1 趣旨 地震発生による火災、浸水及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な	第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動 ■ 基本事項 1 趣 旨 大規模な地震による建物の倒壊、火災、がけ崩れなどの災害による死傷者等をできる限り軽減するため、市及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等

改 訂 前	改 訂 後
対策を実施する。 2 留意点 (1) 被害情報の早期把握 通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立し、被害情報を早期に把握する必要がある。 (2) 対策活動の優先度の考慮 大規模な地震では、火災、要救助者、浸水などの災害が同時に多発する。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位、応援隊との分担を決めて的確に配分する必要がある。 (3) 応援隊との連携 大規模な地震では、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うことが必要である。 (4) 活動障害の考慮	の協力のもとに効果的な対策を実施する。 2 留意事項 (1) 被害情報の早期把握 通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立し、被害情報を早期に把握する必要がある。 (2) 災害応急対策活動の優先度を考慮した対応 大規模な地震では、火災、建物倒壊による救助事案、がけ崩れなどが同時に多発する。特に地震発生初期においては、これらに対処する要員、資機材、車両等の資源は限られるため、活動の優先順位を適切に判断し、それに応じた人的・物的資源の配分を的確にする必要がある。 (3) 応援隊との連携 大規模な地震では、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。このため、早期に指揮系統、役割分担や活動地域、情報伝達方法及び連携協力要領などを明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うことが必要である。 (4) 活動障害発生を考慮した対応

改 訂 前	改 訂 後
消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、地震後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、災害時は臨機応変な活動を実施する必要がある。	発災直後の混乱期には消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなどの、様々な障害が発生することがある。このため、あらかじめ発生が予想される障害への対策を検討しておくとともに、災害時は臨機応変な活動を実施する必要がある。
3 活動項目 1 消火活動 2 救助・救急活動 3 水防活動 4 危険区域の調査及び被害想定図の作成 5 消防通信体制の確立	3 対策項目 1 消火活動 2 救助・救急活動 3 水防活動 4 危険区域の調査及び被害想定図の作成 5 消防通信体制の確立
■ 対策 1 消火活動 (1) 下妻消防署による消火活動-----【下妻消防署】	■ 対 策 1 消火活動 (1) 下妻消防署による消火活動-----【下妻消防署】

改 訂 前	改 訂 後
1) 情報収集、伝達 【情報収集、伝達の活動】 ①被害状況の把握 119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。 ②災害状況の報告 消防署長は、災害の状況を市長及び県知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。 2) 同時多発火災への対応 火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。 【同時多発火災への対応】 ①避難地及び避難路確保優先の原則 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。 ②重要地域優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。 ③市街地火災消火活動優先の原則 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中	1) 情報収集、伝達 ①被害状況の把握 119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などから、被害の状況を総合的に把握し、初動体制を整える。 ②災害状況の報告 消防署長は、災害の状況を市長及び茨城西南広域消防本部長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。 2) 同時多発火災への対応 火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。 ①避難地及び避難路確保優先の原則 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。 ②重要地域優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。 ③市街地火災消火活動優先の原則 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中し

改 訂 前	改 訂 後
して消火活動に当たる。 ④重要対象物優先の原則 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。 ⑤火災現場活動の原則 ア 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。	て消火活動にあたる。 ④重要対象物優先の原則 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。 ⑤火災現場活動の原則 ㊦出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 ①火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 ⑦火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した時は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。
3) 応援派遣要請 下妻消防署は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、県知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。	3) 応援派遣要請 下妻消防署は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、代表消防本部は、県知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

改 訂 前	改 訂 後
4) 応援隊の派遣 下妻消防署は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。 (2) 自主防災組織等による消火活動-----【自主防災組織、住民】 1) 出火防止 住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。 2) 消火活動 住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力しまたは単独で地域での消火活動を行うよう努める。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。 2 救助・救急活動 (1) 消防機関による救助・救急活動-----【下妻消防署】 1) 情報収集、伝達	4) 応援隊の派遣 下妻消防署は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、現地の消防活動を応援する。特に、近隣都県での災害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。 (2) 自主防災組織等による消火活動-----【自主防災組織、住民】 住民及び自主防災組織等は、地震発生後直ちに次のような活動を行い、火災の発生と拡大の防止に努める。 1) 出火防止 地震発生後直ちに火気、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけるとともに、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。 2) 消火活動 火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防署、消防団に協力しまたは単独で地域での消火活動を行うよう努める。 2 救助・救急活動 (1) 消防機関による救助・救急活動-----【下妻消防署】 1) 情報収集、伝達

改 訂 前	改 訂 後
【情報収集、伝達活動】 ①被害状況の把握 119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。 ②災害状況の報告 消防署長は、災害の状況を市長及び県知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。 2) 救助・救急要請への対応 地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。 【救助・救急への対応】 ①救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。 ②延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。 3) 救助資機材の調達 家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では	①被害状況の把握 119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの被害の状況を総合的に把握し、初動体制を整える。 ②災害状況の報告 消防署長は、被害の状況を市長及び茨城西南広域消防本部長に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れないよう努める。 2) 救助・救急要請への対応 発災後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、あらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。 ①救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関との連携の上実施する。 ②延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急事案が発生した場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。 3) 救助資機材の調達 家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では

改 訂 前	改 訂 後
対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。 4) 応急救護所の設置 災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。 5) 後方医療機関への搬送 【後方医療機関への搬送方法】 ① 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。 ② 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。 ③ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。 6) 応援派遣要請 下妻消防署は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、県知事に対し	対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。 4) 応急救護所の設置 災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。 5) 後方医療機関への搬送 ① 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。 ② 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センター等から、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。 ③ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。 6) 応援派遣要請 下妻消防署は自らの消防力で十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、代表消防

改 訂 前	改 訂 後
て電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。 7) 応援隊の派遣 下妻消防署は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。 (2) 自主防災組織等による救助・救急活動----- -----【自主防災組織、住民】 住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。 3 水防活動 震災時における水防活動は、茨城県地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。 (1) 市の措置-----【市(総務部・建設部)】 地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防の決壊、または放流による洪水の発生が予想されるので、市長は、地震(震度4以上)が発生した場合は、水防計画またはその他水防	本部は、県知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。 7) 応援隊の派遣 下妻消防署は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の救助・救急活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。 (2) 自主防災組織等による救助・救急活動----- -----【自主防災組織、住民】 住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に協力するよう努める。 3 水防活動 災害時における水防活動は、茨城県地域防災計画及び県水防計画、水防管理者が定める水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。 (1) 市の措置-----【市(総務部、建設部)】 地震が発生した場合、ため池、河川等の堤防の決壊、または放流による洪水の発生が予想されるので、市長は、地震(震度4以上)が発生した場合は、水防計画またはその他水防

改 訂 前	改 訂 後
に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。 (2) その他の措置 1) 施設の管理者-----【市(経済建設部)、水防施設管理者】 ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。 2) 水防警報-----【県、国】 国土交通省及び県は、ダム等が決壊しまたは決壊が予想され、洪水などの危険があると認めるときには、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。 4 危険区域の調査及び被害想定図の作成----- -----【市(総務部、経済建設部)】 市は、その区域内における危険地域のうち、次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施に努める。	防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各防災関係機関及び自主防災組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。 (2) その他の措置 1) 施設の管理者-----【市(経済建設部)、水防施設管理者】 ため池、堤防、水閘門等の管理者は、地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ防災関係機関及び地域住民に連絡するとともに、ダム、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。 2) 水防警報-----【県、国】 国土交通省及び県は、ダムからの事前放流、ダム等が決壊しまたは決壊が予想され、洪水などの危険があると認めるときには、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、防災関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。 4 危険区域の調査及び被害想定図の作成----- -----【市(総務部、経済建設部)】 市は、市域内における防災上危険な地域のうち、次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成して消防活動の円滑な実施に努める。

改 訂 前	改 訂 後
1) 住宅密集地帯の火災危険区域 2) がけくずれ等の危険区域 3) 浸水危険区域 4) 特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等） 5 消防通信体制の確立-----【県、市（総務部）】 災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備をはかる。とくに、消防無線通信については、全県共通波の活用をはかることとし、この運用等にあたり県は、必要な指導助言を行うよう努める。なお、有線通信についても、市は相互に専用線の確保に努める。 ■資料編 「消防関係施設一覧」 ■資料編 「消防施設及び資機材」	①住宅密集地帯の火災危険区域 ②がけ崩れ等の危険区域 ③浸水危険区域 ④特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等） 5 消防通信体制の確立-----【県、市（総務部）】 災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備を図る。とくに、消防無線通信については、全県共通波の活用を図ることとし、この運用等にあたり県は、必要な指導・助言を行うよう努める。なお、有線通信についても、市は相互に専用線の確保に努める。 ■ 資料編 「消防関係施設一覧」 ■ 資料編 「消防施設及び資機材」
第5 応急医療 ■ 基本事項 1 趣旨 地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各	第5 応急医療 ■ 基本事項 1 趣 旨 地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各

改 訂 前	改 訂 後
防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。 2 留意点 (1) 地域レベルでの災害対策の強化 市は、保健医療行政の第一線機関である保健所や、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防本部等の関係機関と連携し、災害時における各関係機関からの情報を収集するとともに、県災害対策本部保健福祉部等と連携を図りながら、医療救護チームの配置調整等を行う必要がある。 また、急性期における災害医療を担うDMATについては、DMAT調整本部が災害対策本部等と連携・調整を図りながら派遣調整を行う。 (2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立 被災地内での医療機能の低下、情報機能停止によるアクセス破壊を前提とした医療救護体制を構築する必要がある。 (3) 後方搬送体制の確立 災害時の傷病者搬送を円滑に行うため、消防機関と医療機	防災関係機関との密接な連携のもとに一刻も速い医療救護活動を行う。 2 留意事項 (1) 地域レベルでの災害対策の強化 市は、保健医療行政の第一線機関である保健所や、地域の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防本部等の防災関係機関と連携し、医療救護に関する情報を収集するとともに、県災害対策本部保健福祉部等と連携を図りながら、医療救護チーム、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）（以下「DMAT等」という。）の配置調整等を行う必要がある。 (2) 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立 地震動による医療施設の被災による医療機能の低下及び情報通信設備の損傷によるアクセス障害を前提とした医療救護体制を構築する必要がある。 (3) 後方搬送体制の確立 傷病者搬送を円滑に行うため、消防機関と医療機関との間

改 訂 前	改 訂 後
関間に災害に強い通信手段を確保する。また、消防機関以外の車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターによる広域搬送体制を確立する必要がある。 (4) 医療ボランティアの確保 地震災害における多数の傷病者に対する医療救護活動には、あらかじめ計画された医療救護チーム・DMATだけでは十分な対応が困難と予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する必要がある。 3 活動項目 1 応急医療体制の確保 2 応急医療活動 3 後方支援活動 ■ 対策 1 応急医療体制の確保 (1) 初動体制の確保-----【医療関連機関】 災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために、市の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。 また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失っ	において災害に強い通信手段を確保する。また、消防機関以外の車両等を使った搬送手段の確保やヘリコプターによる広域医療搬送体制を確立する必要がある。 (4) 医療ボランティアの確保 災害における多数の傷病者に対する医療救護活動においては、あらかじめ計画された医療救護チームやDMATだけでは十分な対応が困難になることが予想されるため、医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備する必要がある。 3 対策項目 1 応急医療体制の確保 2 応急医療活動 3 後方支援活動 ■ 対 策 1 応急医療体制の確保 (1) 初動体制の確保-----【医療機関】 災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために、市の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。 また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失っ

改 訂 前	改 訂 後
た場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。 (2) 現地対策班の設置-----【災害対策本部、県、防災関係機関】 県は、被災地域内の保健所ごとに各保健所長を部長とする現地対策班を設置する。市や防災関係機関は現地対策本部と連携し、災害医療情報の収集・提供、関係機関との連絡調整、医療救護チーム等の配置調整等の現地業務を効率的に遂行する。	た場合においても可能な限り医療の継続を図る。また、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等に参集するなど応急医療の実施に協力するよう努めるものとする。 (2) 現地対策班の設置等-----【県】 県における、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（「保健医療調整本部」）の役割は、県災害対策本部保健福祉部が担うものとする。 また、県は、保健福祉部に、茨城県災害医療コーディネーターを招聘して、医療救護活動に係る助言・調整等を要請する。 保健福祉部長は、被災地域内の保健所ごとに各保健所長を長とする現地対策班を設置し、保健所長は地域災害医療コーディネーターを招聘して、災害医療情報の収集・提供、防災関係機関との連絡調整、医療救護チーム等の配置調整等の現地業務を効率的に遂行する。 (3) 災害医療コーディネート体制の確保-----【県】 県は、被災地において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供できる体制の構築を図るため、茨城県災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターを設置する。 茨城県災害医療コーディネーターは、県の要請により県災

改 訂 前	改 訂 後
(3) 医療救護チーム・DMATの編成、派遣----- -----【市(保健福祉部)、県、国、下妻消防署、医療関連機関】 市長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。 また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でない認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。 県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めたときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院及びDMAT指定医療機関に対し協力を要請する。 また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣を要請する。	害対策本部保健福祉部に出務し、地域災害医療コーディネーターは、県の要請により県災害対策本部保健福祉部保健所現地対策班に出務する。なお、茨城県災害医療コーディネーターと地域災害医療コーディネーターは、相互に連携・協力して業務を行うものとする。 (4) 医療救護チーム・DMAT等の編成、派遣----- -----【国、県、市(保健福祉部)、医療機関】 市長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。 また、災害の程度により市の能力をもってしては十分な医療救護活動ができないと認められる時は、県及び防災関係機関に協力を要請する。 県は、市から医療救護に関する協力要請があった時、または医療救護を必要と認めた時は、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院及びDMAT指定医療機関に対し協力を要請する。 また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣を要請する。 なお、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、JMAT、日本赤十字社、独立行政法人国立

改 訂 前	改 訂 後
(4) 医療救護所の設置-----【県、市(保健福祉部)】 市は学校、集会所等の避難所、病院、市保健センター等に医療救護所を設置する。 県は、市災害対策本部の要請により、協議して、保健所または県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、医療救護所を設置するものとする。	病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における引継ぎを適切に行う。 日赤茨城県支部は、県の要請または自主的な判断に基づき、医療救護班を派遣する。医療救護班は「災害救助法に基づく委託契約書」の定めにより救護活動を行うものとする。なお、他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取扱いとする。 また、日赤茨城県支部職員及び日赤災害医療コーディネーターチームを県災害対策本部保健福祉部に派遣し、県災害医療コーディネーター等と協議・調整等を行う。 (5) 医療救護所の設置-----【県、市(保健福祉部)】 市は、学校、集会所等の避難所、病院、市保健センター等に医療救護所を設置する。 県は、市災害対策本部の要請により、協議して、保健所または県の施設内に医療救護所を設置する。ただし、被害が甚大であると認めた場合や市との通信が途絶した場合には、市の要請を待たず、医療救護所を設置するものとする。

改 訂 前	改 訂 後
2 応急医療活動 (1) 医療施設による医療活動-----【医療関連機関】 被災地域内の国立病院機構病院、国立大学法人病院、公立病院、日赤病院及び災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。 (2) 医療救護チーム・DMA Tによる医療活動----- -----【市(保健福祉部)、県(医療救護チーム・DMA T)】 1) 医療救護チーム・DMA Tの輸送 医療救護チーム・DMA Tは、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。 市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、県が派遣する医療救護チーム・DMA Tの輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。 2) 医療救護チーム・DMA Tの配置 県DMA T調整本部は、県及び市の災害対策本部等と調整のうえ、DMA Tを被災地等に派遣・配置する。 また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMA T等）を、市災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整したうえで、被災地の医療救護所、病院等に配置する。	2 応急医療活動 (1) 医療施設による医療活動-----【医療関連機関】 被災地域内の国立病院機構病院、国立大学法人病院、公立病院、日赤病院及び災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。 (2) 医療救護チーム・DMA T等による医療活動----- -----【県、市(保健福祉部)、医療機関】 1) 医療救護チーム・DMA T等の輸送 医療救護チーム・DMA T等は、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。 市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、県が派遣する医療救護チーム・DMA T等の輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。 2) 医療救護チーム・DMA T等の配置 県DMA T調整本部及び県DPA T調整本部は、県及び市の災害対策本部等と調整の上、DMA T等を被災地等に派遣・配置する。 また、県は、病院等から派遣されてきた医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMA T等）を、市災害対策本部等と協議しながら県保健福祉部及び保健所等において調整した上で、被災地の医療救護所、病院等に配置する。

改 訂 前	改 訂 後
3) 医療救護チーム・DMATの業務 【医療救護チーム・DMATの業務】 ①被災者のスクリーニング(症状判別) ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供 ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定 ④死亡の確認 ⑤死体の検案 ⑥その他状況に応じた処置 当医療圏の中で、DMAT(disaster medical assistant team)が、県西総合病院に待機しており、県の要請を受け大規模災害時には現場に出動し、救急救命処置とトリアージ、更に後方病院への迅速な搬送を担当する。	災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン は、調整・配置についての助言を行うものとする。 3) 医療救護チームの業務 医療救護チーム（日赤救護班、国立病院や県医師会等による医療救護チーム、JMAT等）は、次の活動を実施する。 ①被災者のスクリーニング(症状判別) ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供 ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定 ④死亡の確認 ⑤死体の検案 ⑥その他状況に応じた処置 4) DMAT等の業務 DMAT等は、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む。）及び広域医療搬送を行う。 当医療圏では、茨城県西部メディカルセンターにDMATが待機しており、県の要請を受け大規模災害時には現場に出動し、救急救命処置とトリアージ、さらに後方病院への迅速な搬送を担当することとなっている。 5) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携 医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

改 訂 前	改 訂 後
3 後方支援活動 (1) 患者受入れ先病院の確保―【県、下妻消防署、医療関連機関】 1) 後方医療施設の確保 医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設(被災をまぬがれた全医療施設)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。 県は、茨城県救急医療情報コントロールセンターを拠点として、県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供し、これにより消防機関は重傷者を搬送するための応需可能	(3) ドクターヘリの活用 県及び基地病院は、被災地域等にドクターヘリを派遣し、救命医療及び患者の搬送を行う。 (4) 医薬品等の供給 県及び市は、医療機関や救護所で活動している医療救護チームから医薬品等の供給要請があった場合は、茨城県医薬品卸業組合、日本産業・医療ガス協会関東支部または茨城県医療機器販売業協会に連絡し、流通備蓄している災害用品等を速やかに供給するものとする。また、輸血用血液製剤については、茨城県赤十字血液センターが供給する。 なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県は速やかにヘリコプターによる搬送の措置を講じる。 3 後方支援活動 (1) 患者受入れ先病院の確保―【県、下妻消防署、医療機関】 1) 後方医療施設の確保 医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設(被災をまぬがれた全医療施設)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。 県は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)を中心として、県全域の救急医療施設の応需情報などを収集・提供し、これにより消防機関は重傷者を搬送するための応需可能な後方医療施設を選定する。

改 訂 前	改 訂 後
な後方医療施設を選定する。 2) 被災病院等の入院患者の受入れ 県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。 県は、病院等からの要請を受けて、後方医療機関（精神科病院を含む）の確保に努める。 (2) 搬送体制の確保-----【市(保健福祉部)、下妻消防署】 1) 後方医療施設への搬送 災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて茨城県救急医療情報コントロールセンターや保健福祉部現地対策班の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定のうえ、傷病者を搬送する。 なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関または県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。 2) 搬送手段の確保 病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有	2) 被災病院等の入院患者の受入れ 県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。病院等は、被災により当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難な時は、県に調整を要請する。 県は、病院等からの要請を受けて、後方医療機関（精神科病院を含む。）の確保に努める。 (2) 搬送体制の確保-----【市(保健福祉部)、下妻消防署】 1) 後方医療施設への搬送 災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて広域災害救急医療情報システム（EMIS）や保健福祉部現地対策班の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。 なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関または県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。 2) 搬送手段の確保 病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有

改 訂 前	改 訂 後
の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。 ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、県または市が関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。 市や医療関係機関は、患者搬送のためにヘリコプターの必要を認めた場合、県及び市が協定を締結した民間航空事業者に対してヘリコプターの出動を要請する。 (3) 人工透析の供給等-----【市(保健福祉部)、県、医療機関等】 1) 人工透析の供給 透析医療については、慢性的透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドローム（長時間、体が挟まれたりして圧迫された場合に筋肉の組織が破壊され、その破壊された筋肉から発生した有毒な物質が、圧迫が解けた後に、血液中に溶けだして全身にまわる事）による急性患者に対して提供することが必要である。県及び市は被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。 病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、	の救急自動車または応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。 ただし、消防機関の救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、県または市が防災関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努める。 市や医療機関は、患者搬送のためにヘリコプターの必要を認めた場合、県及び県を通じて自衛隊等の防災関係機関、または市が協定を締結した民間航空事業者に対してヘリコプターの出動を要請する。 (3) 人工透析の供給等-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】 1) 人工透析の供給 透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドローム（長時間、体が挟まれたりして圧迫された場合に筋肉の組織が破壊され、その破壊された筋肉から発生した有毒な物質が、圧迫が解けた後に、血液中に溶けだして全身にまわる事）による急性患者に対して提供することが必要である。県及び市は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。 病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄

改 訂 前	改 訂 後
人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。 県は、病院等からの要請を受けて、透析医療機関の確保に努める。 2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等 市は、県、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。 また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。 病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。 3) 周産期医療 市の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。	や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等へのあつせんに努めるものとし、病院等間での調整が困難な時は、県に調整を要請する。 県は、市及び病院等からの要請を受けて、透析医療機関の確保に努める。 2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等 市は、県、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、県を通じて医療関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。 また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。 病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。 3) 周産期医療 県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入れ状況を把握する。また、保健所及び市の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施す

改 訂 前	改 訂 後
(4) 医療ボランティア活動-----【医療関連機関】 1) 受入れ体制の確保 災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。 また、その状況を保健福祉部現地対策班に報告する。 2) 受入れ窓口の運営 各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。 【医療ボランティア調整本部における主な活動内容】 ①ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 ②県保健福祉部との連絡調整 ③その他 3) 医療ボランティアの配置 県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、登録手続の済んだ医療ボ	る。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。 患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。 (4) 医療ボランティア活動-----【県、医療関連機関】 1) 受入れ体制の確保 災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。 また、その状況を県（保健福祉部現地対策班）に報告する。 2) 受入れ窓口の運営 各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次のとおりである。 ①ボランティアの協力依頼、派遣 ②県保健福祉部との連絡調整 ③各種医療関係団体との連絡調整 3) 医療ボランティアの配置及び活動内容 県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握した上で、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、応援派遣された医療ボラン

改 訂 前	改 訂 後
ランティアを受入れ、被災地内保健所において、必要な医療 救護所等に配置する。 4) 医療ボランティアの活動内容 【医療ボランティアの活動内容】 ①医師・看護師 ア 医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT） に加わり、医療救護所で診療を行う。 イ 被災地の医療機関において診療を行う。 ウ 後方医療施設において診療を行う。 エ 避難所等を巡回し診察等を行う。 オ 遺体の検案を行う。 ※精神科の医師についてはイ、エの精神科領域を担当 ②看護師 ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助 を行う。 イ 被災地の医療機関において診療補助を行う。 ウ 後方医療施設において診療補助を行う。 エ 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。 ③臨床検査技師 ア 被災地の医療機関において臨床検査を行う。 イ 後方医療施設において臨床検査を行う。 ウ 避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。 ④診療放射線技師	ティアを受入れ、被災地内保健所において、必要な医療救護 所等に配置する。 医療ボランティアの活動内容は、次のとおりである。 ①医師 ㊦医療救護チームに加わり、医療救護所で診療を行う。 ①被災地の医療機関において診療を行う。 ㊧後方医療施設において診療を行う。 ②避難所等を巡回し診察等を行う。 ③遺体の検案を行う。 ※精神科の医師についてはイ、エの精神科領域を担当 ②看護師 ㊦医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行 う。 ①被災地の医療機関において診療補助を行う。 ㊧後方医療施設において診療補助を行う。 ②避難所等を巡回し診察の補助等を行う。 ③臨床検査技師 ㊦被災地の医療機関において臨床検査を行う。 ①後方医療施設において臨床検査を行う。 ㊧避難所等において避難者の血栓症検診等を行う。 ④診療放射線技師 ㊦被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行 う。 ①後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行

改 訂 前	改 訂 後
ア 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。 イ 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。 ⑤理学療法士 ア 被災地の医療機関等において理学療法を行う。 イ 後方医療施設等において理学療法を行う。 ウ 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。 ⑥作業療法士 ア 被災地の医療機関等において作業療法を行う。 イ 後方医療施設等において作業療法を行う。 ウ 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。 ⑦薬剤師 ア 医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。 イ 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。 ウ 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。 エ 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。	う。 ⑤理学療法士 ㊦被災地の医療機関等において理学療法を行う。 ④後方医療施設等において理学療法を行う。 ㊧避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。 ⑥作業療法士 ㊦被災地の医療機関等において作業療法を行う。 ④後方医療施設等において作業療法を行う。 ㊧避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。 ⑦薬剤師 ㊦医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。 ④被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。 ㊧医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。 ④避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。 ㊦避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。 ㊦被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。

改 訂 前	改 訂 後
オ 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。 カ 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。 ⑧保健師 避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）に連絡する。 ⑨助産師 避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。 ⑩栄養士 避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を行う。 ⑪歯科医師 避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。 ⑫歯科衛生士 避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等を行う。 ⑬歯科技工士 避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。 ⑭精神保健福祉士 被災地の精神科病院、精神障がい者福祉施設等において精神障がい者の相談・援助を行う。 ⑮臨床心理士	⑧保健師 避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護チームに連絡する。 ⑨助産師 避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。 ⑩栄養士 避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を行う。 ⑪歯科医師 避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。 ⑫歯科衛生士 避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等を行う。 ⑬歯科技工士 避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。 ⑭精神保健福祉士 被災地の精神科病院、精神障がい者福祉施設等において精神障がい者の相談・援助を行う。 ⑮臨床心理士 ㉞ 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。 ① 県、市町村が設置する心の相談窓口において相談を行う。

改 訂 前	改 訂 後
ア 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。 イ 県、市町村が設置する心の相談窓口において相談を行う。 ウ 災害対策要員のメンタルケアを行う。 ⑯あん摩マッサージ指圧師 避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。 ⑰はり師 避難所等において、はりの施術を行う。 ⑱きゅう師 避難所等において、きゅうの施術を行う。 ■ 資料編 「救急告示病院」 ■ 資料編 「災害拠点病院」	⑰災害対策要員のメンタルケアを行う。 ⑯あん摩マッサージ指圧師 避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。 ⑰はり師 避難所等において、はりの施術を行う。 ⑱きゅう師 避難所等において、きゅうの施術を行う。 ■ 資料編 「救急告示病院」 ■ 資料編 「災害拠点病院」
第6 危険物等災害防止対策 ■ 基本事項 1 趣旨 地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係	第6 危険物等災害防止対策 ■ 基本事項 1 趣 旨 地震等による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、防

改 訂 前	改 訂 後
機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。 2 留意点 (1) 被害状況の緊急点検 地震による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減することにつながる。したがって、危険物等取扱事業所は、地震が発生した場合、被害状況を緊急に点検する必要がある。 (2) 連絡体制の確保 地震により危険物等施設が損傷した場合、危険物等の流出等二次災害の発生する恐れがあり、これらの事故に対する対策に万全を期するため、危険物等取扱事業所と防災関係機関相互の情報連絡体制を確保する必要がある。 3 活動項目 1 危険物等流出対策 2 石油類等危険物施設の安全確保 3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保 4 毒劇物取扱施設の安全確保 ■ 対策	災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。 2 留意事項 (1) 被害状況の緊急点検 地震等による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減することにつながる。したがって、危険物等取扱事業所は、地震が発生した場合、被害状況を緊急に点検する必要がある。 (2) 連絡体制の確保 地震等により危険物等施設が損傷した場合、危険物等の流出等二次災害の発生するおそれがあり、これらの事故に対する対策に万全を期するため、危険物等取扱事業所と防災関係機関相互の情報連絡体制を確保する必要がある。 3 対策項目 1 危険物等流出対策 2 石油類等危険物施設の安全確保 3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保 4 毒劇物取扱施設の安全確保 5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策 ■ 対策

改 訂 前	改 訂 後
1 危険物等流出対策 地震により危険物等施設が損傷し、河川に大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、市並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。 (1) 連絡体制の確保-----【危険物等取扱事業所】 危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する (2) 危険物等取扱事業所の自衛対策-----【危険物等取扱事業所】 危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の取扱作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。 (3) 市及び県の対応-----【市(総務部)、県】 市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。	1 危険物等流出対策 地震等により危険物等施設が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出または漏えいした場合は、市並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止あるいは軽減に努める。 (1) 連絡体制の確保-----【危険物等取扱事業所】 危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する (2) 危険物等取扱事業所の自衛対策-----【危険物等取扱事業所】 危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の取扱作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。 (3) 県及び市の対応-----【県、市(総務部)】 市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

改 訂 前	改 訂 後
県は、市から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。 (4) 地域住民に対する広報――【市(総務部)、危険物取扱事業所】 地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため次により広報活動を実施する。 【住民に対する広報活動】 1) 危険物等取扱事業所 危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。 2) 市 市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。 2 石油类等危険物施設の安全確保 (1) 事業所における応急処置の実施―― ――【石油类等危険物施設管理者】 地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。	県は、市から危険物等流出の報告を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。 (4) 地域住民に対する広報――【市(総務部)、危険物等取扱事業所】 地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。 1) 危険物等取扱事業所 危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、市、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。 2) 市 市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。 2 石油类等危険物施設の安全確保 (1) 事業所における応急処置の実施―― ――【石油类等危険物施設管理者】 地震等による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

改 訂 前	改 訂 後
(2) 被害の把握と応急措置-----【下妻消防署、県】 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。 3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保 (1) 防災活動の実施-----【高圧ガス設備等取扱事業者】 高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。 (2) 災害情報の収集-----【高圧ガス設備等取扱事業者】 高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、県及び一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会の行う災害情報収集に協力し、関係機関への防災情報の提供に資する。 (3) 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用-----【県、一般社団法人高圧ガス保安協会、高圧ガス設備等取扱事業者】	(2) 被害の把握と応急措置-----【県、下妻消防署】 茨城西南広域消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。 県は、要請に応じて、応援隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。 3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保 (1) 防災活動の実施-----【高圧ガス設備等取扱事業所】 高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき、適切な処置を行う。 (2) 災害情報の収集-----【高圧ガス設備等取扱事業所】 高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、県及び一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会の行う災害情報収集に協力し、防災関係機関への防災情報の提供に資する。 (3) 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の活用-----【県、高圧ガス保安協会、高圧ガス設備等取扱事業者】

改 訂 前	改 訂 後
県及び一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。 4 毒劇物取扱施設の安全確保 (1) 施設の調査-----【毒劇物取扱施設管理者】 毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。 施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署または消防機関に連絡し、併せて、市に連絡する。 (2) 施設付近の状況調査及び処理と住民の避難誘導----- -----【市(総務部)、下妻消防署、下妻警察署】 市は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。県は市から連絡を受けた場合は、消防機関等関係機関と連携を図り、毒物または劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。 また、市は、警察署、消防機関と協力のうえで住民への広報活動及び避難誘導を行う。	県及び一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。 4 毒劇物取扱施設の安全確保 (1) 施設の調査-----【毒劇物取扱施設管理者】 毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。 施設外への毒物または劇物の流出等をおこすおそれがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署または消防機関に連絡し、併せて、市にも連絡する。 (2) 施設付近の状況調査及び処理と住民の避難誘導----- -----【市(総務部)、下妻消防署、下妻警察署】 市は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。県は市から報告を受けた場合は、消防機関等防災関係機関と連携を図り、毒物または劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。 また、市は、警察署、消防機関と協力の上で市民への広報活動及び避難誘導を行う。 5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策-----

改 訂 前	改 訂 後
■資料編 「危険物施設」	---【市(総務部、市民部)、建築物等の所有者または管理者】 建築物等の所有者または管理者、建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、防災関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。 特に、建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、防災関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について、「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」(平成29年9月環境省水・大気環境局大気環境課)により行うものとする。 ■ 資料編 「危険物施設」
第7 燃料対策 ■ 基本事項 1 趣旨 災害時においても、市の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。 このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅	第7 燃料対策 ■ 基本事項 1 趣 旨 災害時においても、市の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。 このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅

改 訂 前	改 訂 後
速・的確に実施する。 2 留意点 (1) 迅速な状況の確認と情報共有 適切な燃料対策を実施するため、県内や市内への燃料供給の状況や、給油所の被災状況を速やかに確認する必要がある。 また、関係機関間の連絡体制を確保し、必要な情報を共有する必要がある。 (2) 重要施設への燃料の供給 重要施設の自家発電設備用燃料が不足した場合には、国や関係機関が連携して、速やかに燃料を供給する必要がある。 (3) 応急復旧等を実施する車両への燃料の優先供給 災害応急対策車両への燃料供給を行うため、必要に応じ、優先・専用給油所を立ち上げるとともに、適切な燃料供給を実施する必要がある。 (4) 住民への普及啓発 燃料不足に伴う住民の混乱を防止するため、定期的に燃料の供給状況や今後の見込み等について情報を提供する必要がある。	速・的確に実施する。 2 留意事項 (1) 迅速な状況の確認と情報共有 適切な燃料対策を実施するため、県内や市内への燃料供給の状況や、給油所の被災状況を速やかに確認する必要がある。 また、防災関係機関間の連絡体制を確保し、必要な情報を共有する必要がある。 (2) 重要施設への燃料の供給 重要施設の自家発電設備用燃料が不足した場合には、国や防災関係機関が連携して、速やかに燃料を供給する必要がある。 (3) 応急復旧等を実施する車両への燃料の優先供給 災害応急対策車両への燃料供給を行うため、必要に応じ、優先・専用給油所を立ち上げるとともに、適切な燃料供給を実施する必要がある。 (4) 市民への普及啓発 燃料不足に伴う市民の混乱を防止するため、定期的に燃料の供給状況や今後の見込み等について情報を提供する必要がある。

改 訂 前	改 訂 後
3 活動項目 1 連絡体制の確保と情報の収集 2 災害応急対策車両への燃料の供給 3 住民への広報 ■ 対策 1 連絡体制の確保と情報の収集 (1) 連絡体制の確保-----【県、市(総務部)、県石油業協同組合】 県、市及び県石油業協同組合は、震災発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。 (2) 給油所の被災状況の確認----- -----【県、市(総務部)、県石油業協同組合】 県及び市は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。 (3) 燃料の供給状況の確認----- -----【県、市(総務部)、県石油業協同組合】 県及び市は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況について確認を行う。	3 対策項目 1 連絡体制の確保と情報の収集 2 重要施設への燃料の供給 3 災害応急対策車両への燃料の供給 4 市民への広報 ■ 対 策 1 連絡体制の確保と情報の収集 (1) 連絡体制の確保-----【県、市(総務部)、県石油業協同組合】 県、市及び県石油業協同組合は、地震発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるかの確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。 (2) 給油所の被災状況の確認----- -----【県、市(総務部)、県石油業協同組合】 県及び市は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。 (3) 燃料の供給状況の確認----- -----【県、市(総務部)、県石油業協同組合】 県及び市は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況について確認を行う。

改 訂 前	改 訂 後
2 災害応急対策車両への燃料の供給 (1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置----- -----【県、市(総務部)、県石油業協同組合】 県及び市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、予め指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。 (2) 「災害時緊急給油票」の発行----- -----【県、市(総務部)、防災関係団体】 県、市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。 なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、そ	2 重要施設への燃料の供給----- -----【県、市(総務部)、重要施設管理者】 重要施設は、燃料の備蓄が不足し、電力等の供給が滞る可能性がある場合には、県に対し、その旨を報告する。県は、重要施設からの報告に基づき、県石油業協同組合に対し、燃料供給の依頼を行う。県域において燃料の調達が困難であると判断した場合には、国に対し、燃料の確保を要請する。 3 災害応急対策車両への燃料の供給 (1) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置----- -----【県、市(総務部)、県石油業協同組合】 県及び市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう要請する。 (2) 「災害時緊急給油票」の発行----- -----【県、市(総務部)、防災関係機関】 県、市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。 なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、そ

改 訂 前	改 訂 後
の車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。 (3) 緊急車両への燃料の供給----- -----【災害応急対策車両専用・優先給油所】 災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。 災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の利用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。 3 住民への広報-----【市(総務部)】 市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、住民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。	の車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。 (3) 緊急車両への燃料の供給----- -----【災害応急対策車両専用・優先給油所】 災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。 災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の利用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールに従い給油を受けるものとする。 4 市民への広報-----【市(総務部)】 市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について、定期的に情報を提供する。